

三重県建設産業活性化プラン2024

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

地域を支える建設業の将来像イメージ



令和6年4月

地域の建設業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っています。

三重県では平成24年度より「三重県建設産業活性化プラン」を策定し、「地域の守り手」である建設業が抱える課題解決に向け、取り組んできました。一方、近年、就業者の高齢化や若手入職者の減少、2024年4月から始まる時間外労働の上限規制、生産性向上に向けた建設DX導入への対応など、社会情勢の変化に伴う新たな課題に直面しています。

これらの課題に適切に対応するため、「三重県建設産業活性化プラン2024」を策定しました。今回のプランでは、地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けられるように、「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」に取り組むことを明確に示し、これらの取組の推進を下支えするために建設企業の安定経営に向けた対策も継続的に実施することとしています。

また、プラン策定にあたっては、検討会議や小委員会を設置し、学識経験者や関係各分野を代表する委員と議論を重ねており、取組の進捗管理においても、しっかりと効果検証を行うことで実行性のある取組を推進します。

今後も、地域の建設業が時代の大きな変化に対応し、将来にわたり存続することをめざして、建設業界等と県がともに力を合わせ、県民が安全に安心して暮らすことができる県土づくりに取り組んでまいります。

令和6年4月
三重県知事 一見 勝之





第1章 地域の建設業と抱える課題等について

1	地域の建設業の役割	P1
2	三重県建設産業活性化プランによる取組経緯	P3
3	建設業をとりまく現状	P9
4	地域の建設業の課題	P15

第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

1	将来ビジョン	P16
2	取組方針	P17
3	施策体系	P19
4	取組施策	P20
5	企業の安定経営に向けた対応	P44
6	進捗管理	P45
(参考資料)		P51



1 地域の建設業の役割

地域の建設業は、県民生活に必要な社会資本の整備・維持修繕はもとより、災害時の緊急対応など「地域の守り手」として、県民の安全・安心を確保するうえで重要な役割を担っています。

(1) 社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、県民生活に必要不可欠な社会資本の整備、メンテナンスサイクルを踏まえた社会資本の老朽化への対応や県民の日常生活に直結する除草や除雪対応等の適切な維持・管理への役割が期待されています。



一般国道368号(伊賀名張拡幅1工区)道路改良事業
(伊賀市)



三滝新川大規模特定河川事業
(四日市市)



上野地区海岸高潮対策事業
(津市)



谷地東谷砂防事業
(紀北町)



道路の除草作業
(松阪市)



道路の除雪作業
(いなべ市)



(2) 地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、頻発・激甚化する水害・土砂災害や南海トラフ地震の発生が危惧される中で、発災後の迅速な復旧・復興作業や、家畜伝染病の発生時における防疫作業など、地域の安全・安心を確保する役割が期待されています。

◆ 災害協定(※1)による緊急対応

令和3年度は、豪雨・台風による災害が県内各地で発生し、各地域の建設企業が災害協定に基づく緊急対応を計8件実施しました。

令和3年8月の豪雨では、鳥羽市内の県道鳥羽阿児線(パールロード)が土砂崩落により通行止めとなりましたが、災害協定により地域の建設企業が迅速に対応し、通行止めを解除することができました。

県道鳥羽阿児線(パールロード) 土砂崩落 緊急対応状況(鳥羽市)



※1 三重県と建設業者団体が締結している「地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」

◆ 防疫協定(※2)による緊急対応

令和3年4月に津市で豚熱が発生しました。防疫協定により地域の建設企業が昼夜連続で10日間、延べ238人による防疫作業を実施し、迅速に埋却処分を完了することができました。

豚熱緊急対応状況(津市)



※2 三重県と建設業者団体が締結している「家畜伝染病発生等の緊急時における家畜処分の基本協定」



2 三重県建設産業活性化プランによる取組経緯

三重県建設産業活性化プラン(以下、「プラン」と言う。)は、平成24年3月に「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」を将来ビジョンに掲げ、第一次プランが策定され、取組が進められました。その後も、取組の検証結果とその時々に建設業が抱える課題解決等を踏まえ、県と建設業界が連携して、4年をひとつの取組期間として、第二次、第三次プランが策定され、取組が進められてきました。ここでは、これまでのプランの概要と取組内容、成果、残った課題等について記載します。

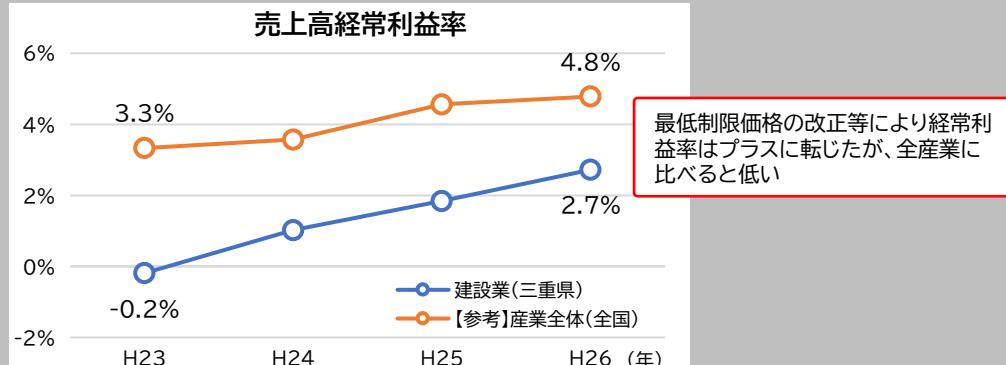
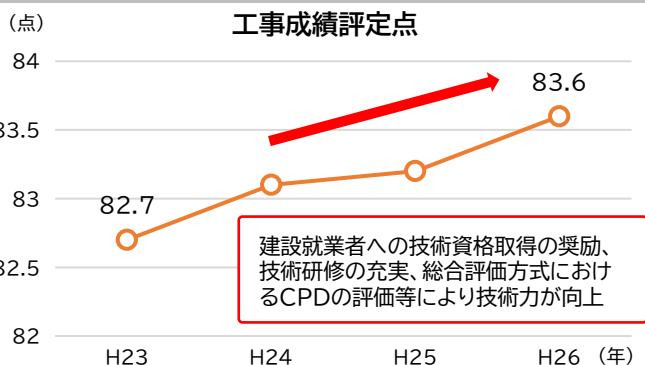
(1) 三重県建設産業活性化プラン(H24～H27)

総合評価方式の見直し、不良・不適格業者の排除、売上高経常利益率の上昇による経営基盤の改善等への取組

地域の建設業は、公共事業を含む建設投資の減少に伴い受注競争が激化し、厳しい経営環境となっていることから、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、地域経済への影響が大きな課題となりました。

このため、技術力の向上・承継に取り組む「技術力」、地域から必要とされる建設業をめざす「地域貢献」、「技術力」と「地域貢献」を実現するための「経営力」を3つのキーワードとし、工事成績評定値の平均点、地域・社会貢献に取り組む業者との契約率、経常利益率の平均値をそれぞれ上昇させることを取組目標としました。また、目標達成に向け、技術力を持った企業・技術者の活用や地域貢献活動等に関する総合評価方式の見直し、不良・不適格業者等の排除、入札契約制度の改善などの施策を実施しました。

結果として、工事成績点の上昇や売上高経常利益率がマイナスからプラスに転じるなど経営基盤の改善に効果がありましたが、売上高経常利益率は依然として全産業に比べ低く更なる改善が課題となりました。





(2)新三重県建設産業活性化プラン(H28～R1)

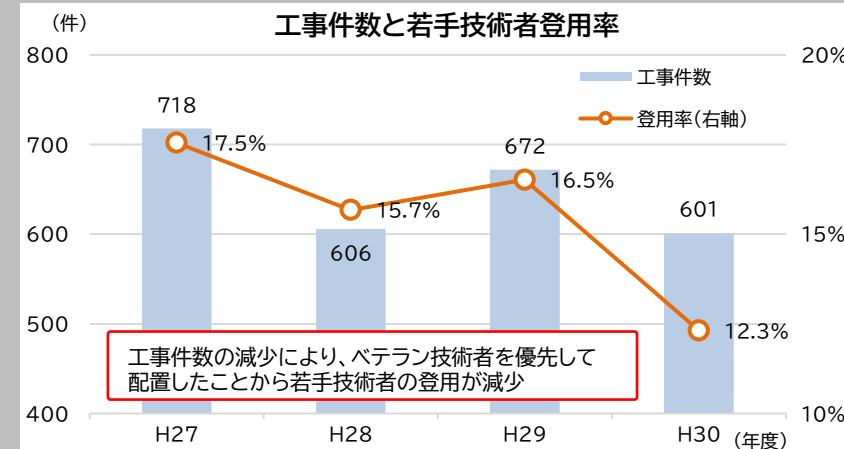
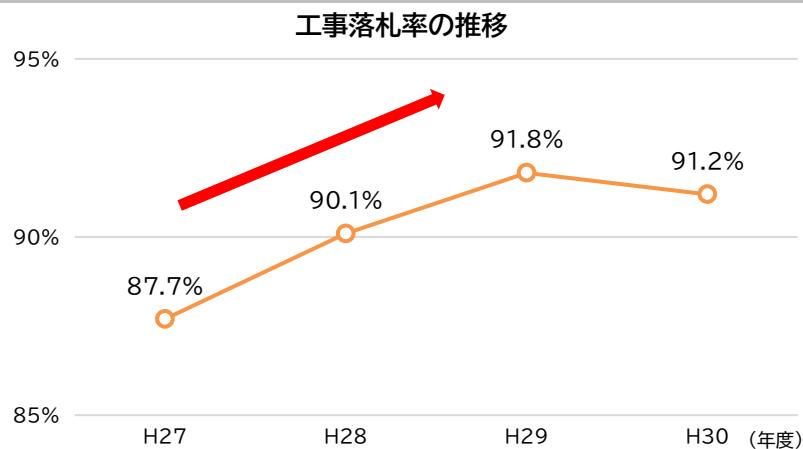
入札・契約制度の改善による、技術力の向上や技術の継承、地域貢献の推進、受注機会の均等化やダンピング防止等への取組

将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設企業が計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業の経営が困難な状況となり、また、平成26年の品確法の改正により、発注者の責務に予定価格の適正な設定、ダンピングの防止、適正な工期設定などが追記されました。

これらを踏まえ、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に、県がこのプランに基づき活性化に向けた取組を進めることとしました。

引き続き、第一次プランの「技術力」、「地域貢献」、「経営力」を3つのキーワードとし、若手技術者登用の促進、維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工拡大、売上高経常利益率の上昇を目指しました。また、目標達成に向け、企業や技術者の技術力の向上に向けた総合評価方式の更なる改善や若手技術者対象工事の発注、建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進、計画的・安定的な受注・経営が可能となり適正な利潤が確保できるよう、低入札失格基準の見直し等の入札制度の改善、入職促進・完全週休二日制などの労働環境改善の取組を実施しました。

結果として、工事落札率の上昇など良好な受注環境の整備に効果があったものの、若手技術者登用率の減少による技術力の承継や、若手技術者の確保などの課題が残りました。





(3)第三次三重県建設産業活性化プラン(R2~R5)

担い手の確保や働き方改革による労働環境の改善等、「地域の守り手」としての建設企業の存続に向けた取組

建設業の現状として、県内建設業の就業者数の減少、就業者の高齢化が進行する中、それを補うべき若年入職者の数が不十分となっている状況から担い手の確保や技術の継承が必要となりました。

また、令和元年に新・担い手3法として「品確法」が改正され、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正等や生産性向上への取組が新たな課題となり、発注者の責務として、休日や準備期間などを考慮した工期設定や債務負担行為、繰越明許費を活用した施工時期の平準化、情報通信技術の活用等による生産性向上などが明記されました。

これらを踏まえ、このプランでは、建設業が担い手を確保し、社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの「地域の守り手」としての役割を今後も果たすために、従来のプランに「働き方改革」の視点を加え、以下の5つの方針に基づき、目標と施策を設定し、取組を実施しました。

将来ビジョン：技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

取組方針1 担い手確保や労働環境の改善

取組目標	取組施策	
週休二日制工事(4週8休)達成率	① 若手入職者確保・育成(定着)の支援	② 長時間労働の是正と労働環境改善

取組方針2 生産性向上

取組目標	取組施策	
公共事業の平準化率	① 生産性の向上	② 建設現場での情報通信技術の活用

取組方針3 技術の継承や新技術の活用

取組目標	取組施策	
若手技術者の登用率	① 若手技術者の登用の促進	② 新技術(情報通信技術等)の活用

取組方針4 地域維持や災害対応への体制強化

取組目標	取組施策	
地域維持型共同企業体の施工率	① 地域維持への体制強化	② 災害対応への体制強化

取組方針5 適正な利潤の確保や安定経営

取組目標	取組施策		
売上高経常利益率	① 適正な利潤の確保	② 計画的な入札参加の促進	③ 受注機会の確保



1) 担い手の確保や労働環境の改善

建設企業と教育機関との連携の支援し、若手入職者の確保に向け、出前授業や現場見学会等を開催するなど魅力を発信する機会を創出できました。

また、担い手確保には、労働環境の改善が必須であることから、週休2日(4週8休)制工事を段階的に拡大し、令和4年度においては、77%が4週8休を達成し労働環境の改善を図りました。

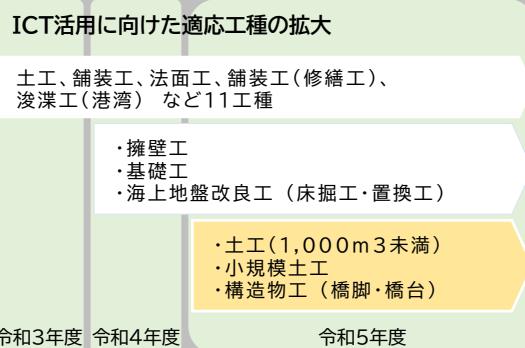
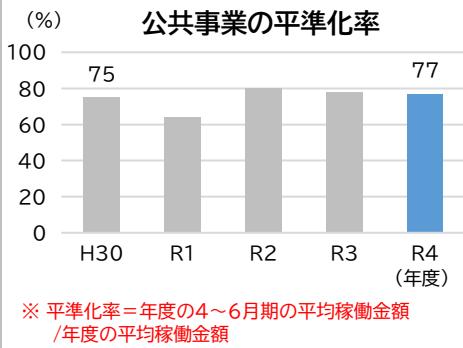
学校訪問等による教育機関と建設企業との連携支援により魅力発信機会を創出



2) 生産性の向上

債務設定の活用や平準化マネジメントツールの活用、余裕期間設定工事などにより公共工事の平準化に取り組みました。その結果、公共工事の平準化率は計画時点より改善しました。

工事の生産性を高めるため、ICT活用工事の活用を推進しました。適用工種の拡大、普及啓発により、取組が進みました。

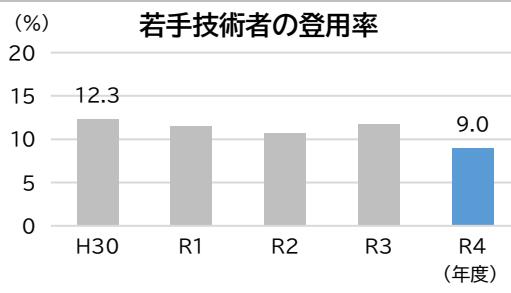




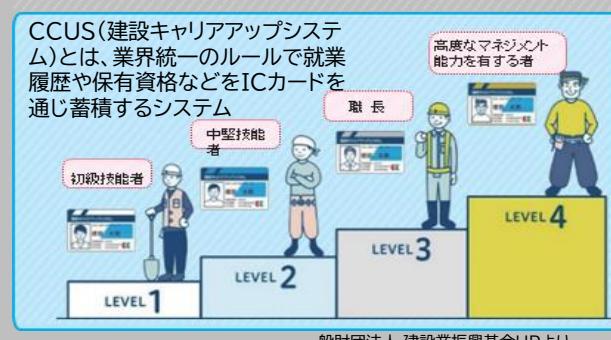
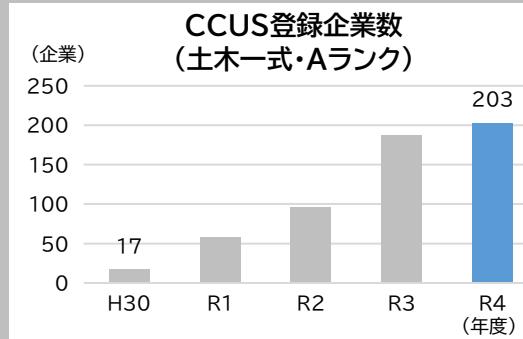
3)技術の継承や新技術の活用

若手技術者への技術の継承に向け、総合評価における若手技術者の評価や工事成績の加点などの取組により若手技術者の登用を促進しましたが、進みませんでした。

また、CCUSについては、CCUS活用モデル工事の拡大などにより、元請事業者の登録が進みました。



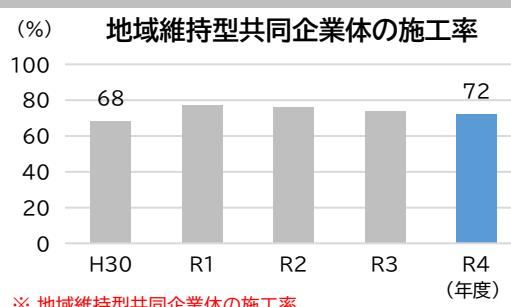
※ 若手技術者の登用率 = 若手技術者配置工事件数 / 県発注工事件数(土木一式)



4)地域維持や災害対応への体制強化

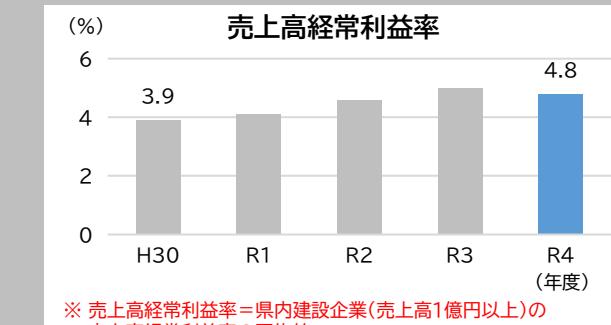
地域維持型建設共同企業体による道路除草の実施や、地域維持型業務委託制度の改善により組織的な地域維持の体制の強化に取り組みました。その結果、地域維持型建設共同企業体の施工率は、一定の水準を確保することができました。

また、企業BCPの策定促進や災害対応実働訓練による災害対応への体制強化に取り組みました。



5)適正な利潤の確保や安定経営

適正な利潤を確保する取組として、受注機会を確保し、労務費・資材単価の上昇を設計単価へ適切に反映するとともに、最低制限価格の見直しを行ったことなどにより、売上高経常利益率は上昇傾向となりました。



※ 売上高経常利益率 = 県内建設企業(売上高1億円以上)の売上高経常利益率の平均値



第三次三重県建設産業活性化プランの成果と課題

1) 担い手確保や労働環境改善

教育機関と建設企業の連携支援による建設業の魅力発信や週休2日制の浸透など、一定の成果が見られるものの、依然として建設就業者数は減少傾向にあるとともに離職率が高く、引き続き担い手の確保や労働環境の改善に取り組む必要があります。

2) 生産性向上

施工時期の平準化は、債務負担行為や平準化マネジメントツールの活用など、一定の成果が見られました。しかし、労働環境を改善するためには、市町への浸透も含み、引き続き取組を続けていく必要があります。

ICT活用工事については、試行工事や適用工種の拡大、普及啓発により取組が進みました。ICT活用工事の浸透、遠隔臨場、ASPの普及に向け、引き続き普及啓発を続ける必要があります。

また、今後は、労働力の減少に伴い、それを補完する生産性向上の取組が必要となります。

3) 技術の継承や新技術の活用

若手技術者の登用については、総合評価における若手技術者の評価や工事成績点の加点などの施策を実施しましたが成果が見られませんでした。これまでの取組を検証し、実態を踏まえた技術や技能が継承される仕組みに改善する必要があります。

CCUSについては、CCUS活用モデル工事の拡大などにより、元請事業者の登録が進みました。今後は下請事業者や技能者の登録を進めていく必要があります。

4) 地域維持や災害対応への体制強化

地域維持型建設共同企業体による道路除草の実施や、地域維持型業務委託制度の改善により、地域維持型建設共同企業体の施工率は一定の水準を確保し、組織的な地域維持の体制強化について成果がみられました。

また、企業BCPの策定促進や災害対応訓練により、災害対応への体制が強化されました。

引き続き、地域維持や災害対応への体制強化を図るために取組を進めていきます。

5) 適正な利潤の確保や安定経営

労務費・資材単価の上昇に対する設計単価への反映や経営状況に合わせた最低制限価格の見直しなどにより、売上高経常利益率が上昇し、適正な利潤の確保に一定の成果が見られましたが、産業全体と比べると依然低い状況となっているため、今後も取組を進めていく必要があります。

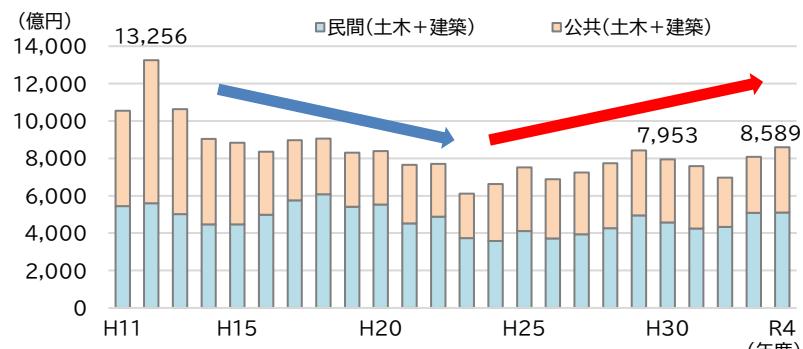


3 建設業をとりまく現状

(1) 建設投資額、公共予算額

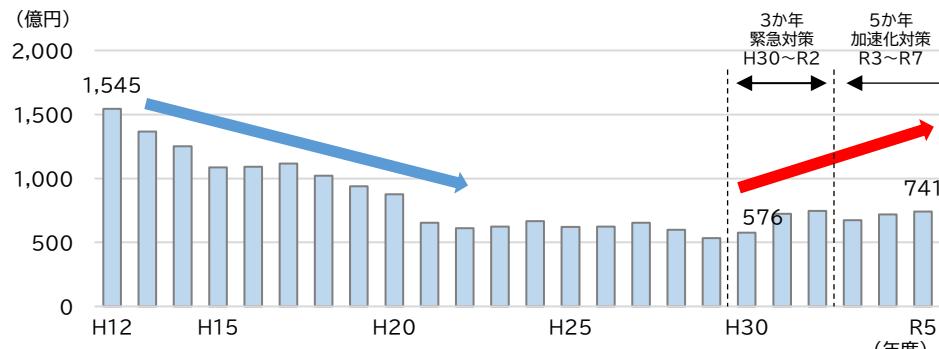
- 県内の建設投資額は、平成12年度をピークに平成23年度まで減少しているが、その後増加傾向となっている。
- 国土強靭化のための「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」により、県の公共予算額は平成30年度から増加傾向となっている。

◆ 県内の建設投資額



(出典:国土交通省「建設総合統計」)

◆ 県の公共予算額



(出典:三重県)

(2) 建設企業の現状

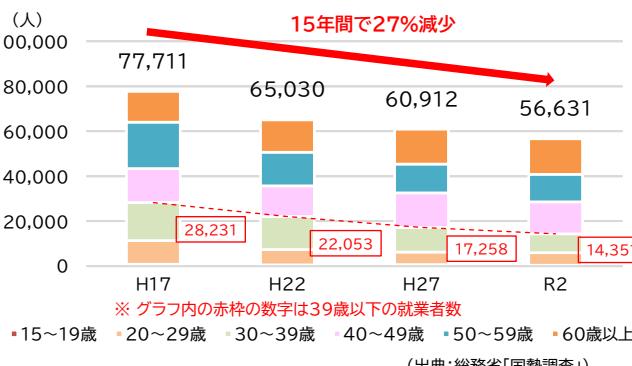
- 三重県の建設企業数は年々減少している。(全産業企業数17%減に対し22%減)
- 県内建設就業人口の減少が深刻(若者の建設業離れと就業者の高齢化)
- 三重県内の建設企業(売上高1億円以上)の売上高経常利益率の平均値は年々上昇しており、令和3年度には5%となっているが、産業全体と比べると依然低い状況にある。

◆ 県内の建設企業数



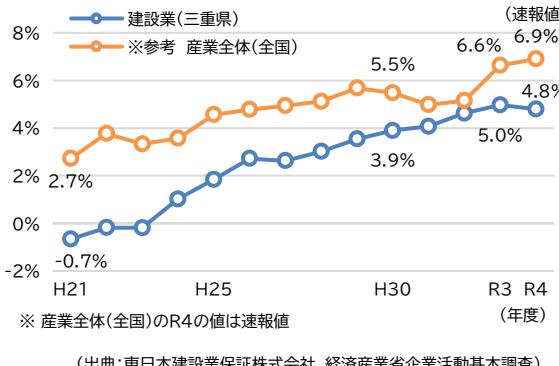
(出典:総務省「経済センサス」)

◆ 県内の建設業就業者数



(出典:総務省「国勢調査」)

◆ 売上高経常利益率



(出典:東日本建設業保証株式会社、経済産業省企業活動基本調査)



第1章 地域の建設業と抱える課題について

三重県
Mie Prefecture

(3) 県内の新卒就業者数の動向 (アンケート対象: 県内建設企業で勤務する10~30代の若手就業者)

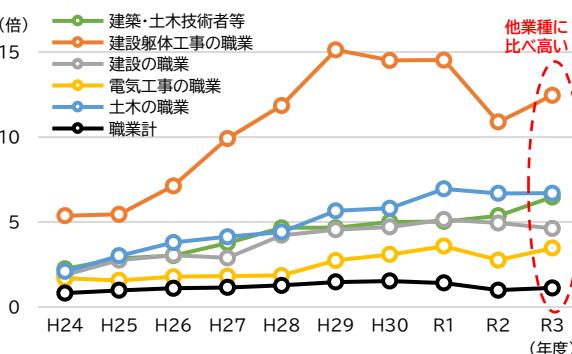
- 就業者数は4年間で24%減少している。(建設業は200人前後で推移)
- 三重県内の建設業関係職種の有効求人倍率は全職種に比べ高い。
- 高校生が就職する際には家族や学校関係者によるところが大きい。

◆ 県内の高等学校卒業後の就職者数



(出典:文科省「学校基本調査」)

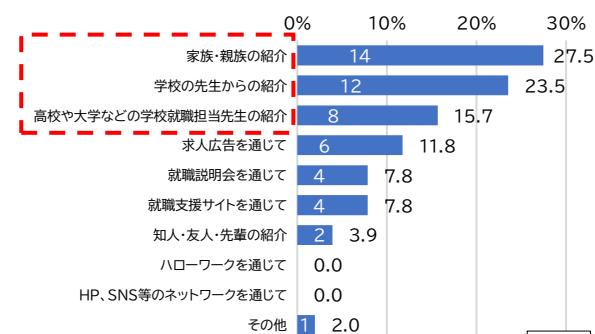
◆ 県内建設業関係職種の有効求人倍率



(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

◆ 建設業に入社した経緯

(県内建設企業若手人材へのアンケート)



※ グラフ内部の数値は回答数、グラフ横の数値は回答割合

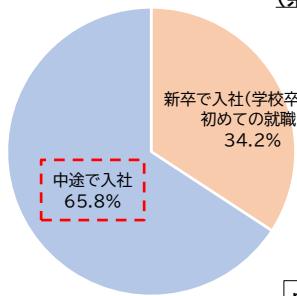
(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

(4) 中途採用者の状況 (アンケート対象: 令和4年度建設工事入札参加資格(土木一式工事)を有する県内建設業者1,580業者)

- 企業アンケートでは約65%が中途入社となっている。
- 入社前の職種については、約40%が「建設業」となっていることから、半数以上が「建設業以外」の職種から入社している。
- 企業が直近3年間で採用活動を行った対象は、「社会人(建設業経験者)」が最も多い。

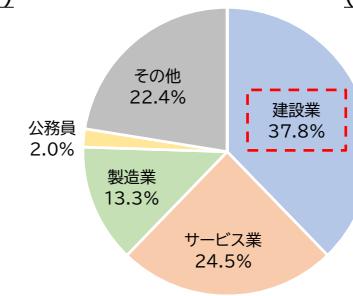
◆ 建設業の新卒/中途の入社状況

(県内建設企業アンケート)



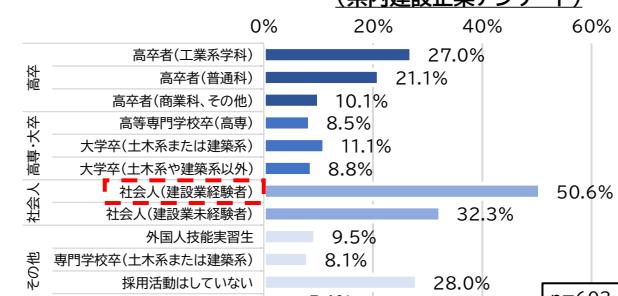
◆ 建設業の中途入社の前職種

(県内建設企業アンケート)



◆ 採用活動を行った対象者

(県内建設企業アンケート)



(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)



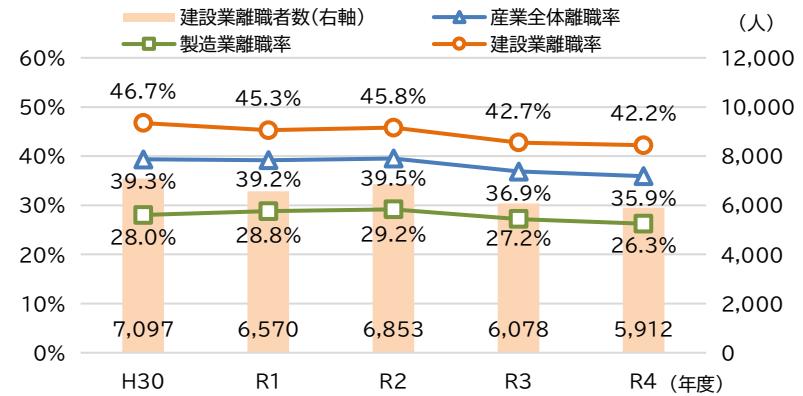
第1章 地域の建設業と抱える課題について

三重県
Mie Prefecture

(5) 新卒採用者の離職状況 (アンケート対象: 県内建設企業で勤務する10~30代の若手就業者)

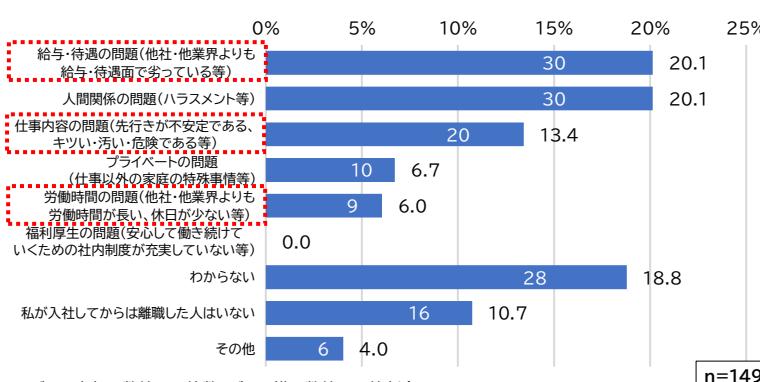
- 建設業の高卒就業者(全国)は、その約4割が3年後に離職している。
- 離職の理由は、「仕事内容の問題」「賃金・給与の問題」「労働時間の問題」などが挙げられる。

◆ 建設業の新規高校卒就業者の3年目までの離職状況(全国)



(出典: 厚生労働省「新規学校卒業就職者・離職状況調査結果」)

◆ 離職理由(県内建設企業の若手人材アンケート)



※ グラフ内部の数値は回答数、グラフ横の数値は回答割合

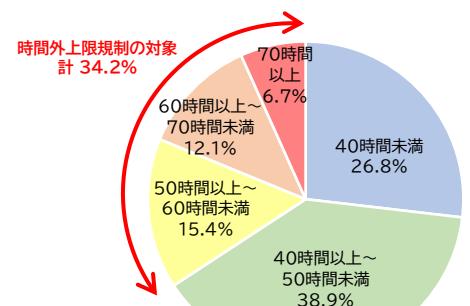
(出典: 令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

(6) 建設業の労働時間 (アンケート対象: 県内建設企業で勤務する10~30代の若手就業者)

- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が始まる
- 三重県の若手人材へのアンケートでは、約35%が時間外上限規制の対象となっている。
- 県内の建設業の年間総実労働時間は、近年緩やかに減少傾向であるが、全産業平均と比較して年間200時間以上長い状況となっている。

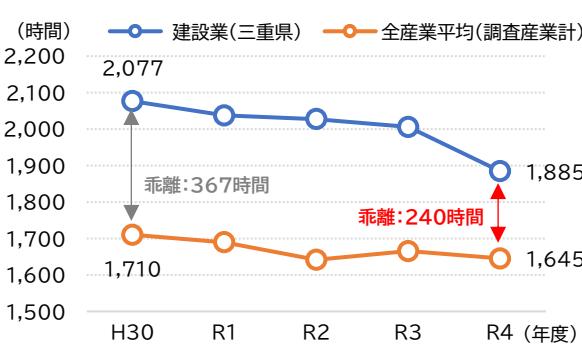
◆ 最も忙しい時期の1週間の労働時間

(県内建設企業若手人材へのアンケート)



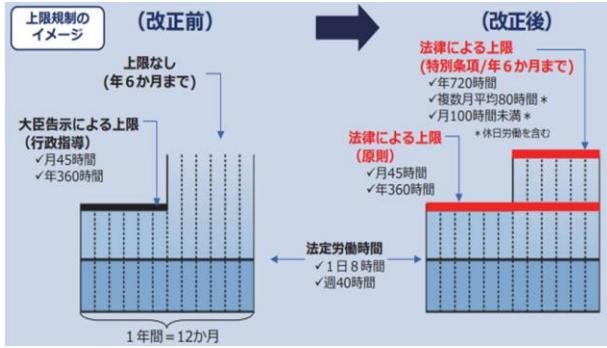
(出典: 令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

◆ 県内の建設業の年間総実労働時間



(出典: 三重県「毎月勤労統計調査結果」)

◆ 時間外労働の上限規制



(出典: 三重労働局)



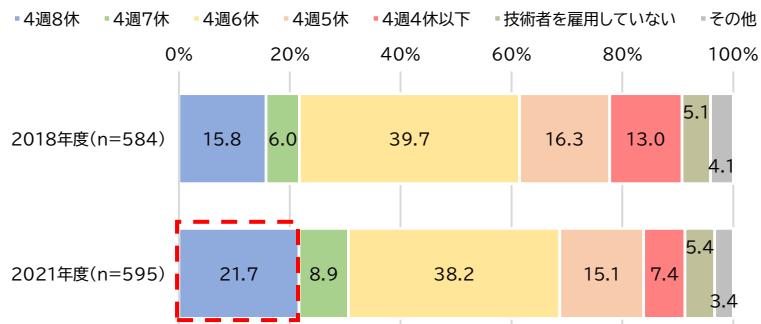
第1章 地域に建設業と抱える課題について

三重県
Mie Prefecture

(7) 建設業の休日の取得状況 (アンケート対象:令和4年度建設工事入札参加資格(土木一式工事)を有する県内建設業者1,580業者)

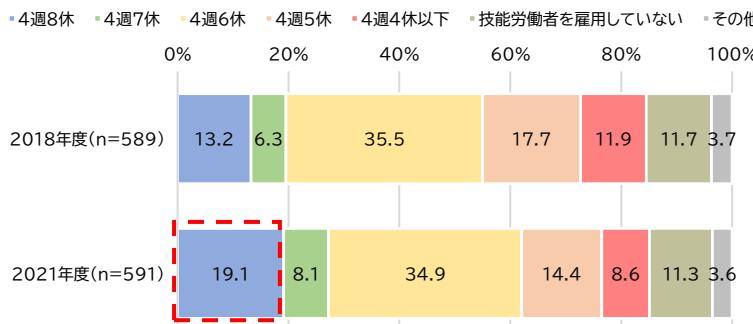
- 技術者・技能労働者の週休2日(4週8休)の取得率は近年、改善傾向ではあるが、全体の2割程度と低く、週休2日の働き方が浸透していない。

◆ 技術者の休日の取得状況 (県内建設企業アンケート)



(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

◆ 技能労働者の休日の取得状況 (県内建設企業アンケート)

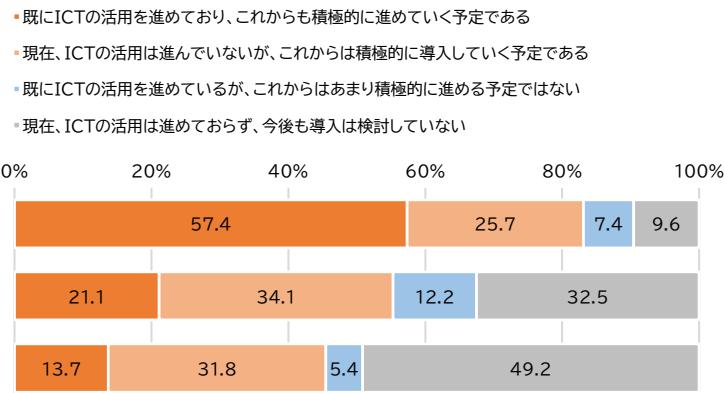


(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

(8) 建設企業におけるICT活用状況 (アンケート対象:令和4年度建設工事入札参加資格(土木一式工事)を有する県内建設業者1,580業者)

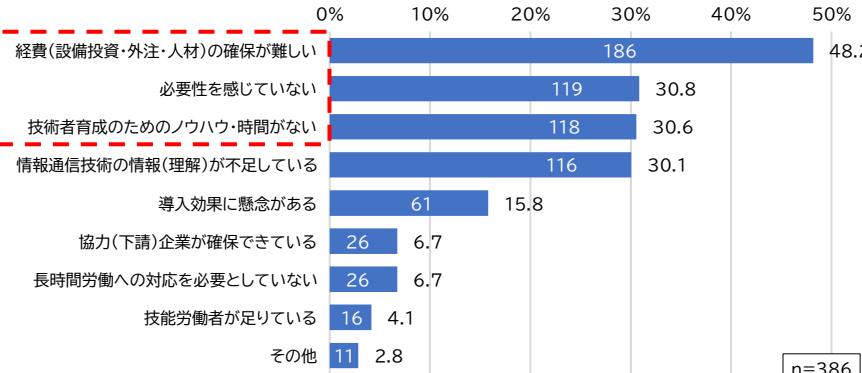
- 企業アンケートでは、B・Cランク企業でICT活用が進んでいない結果となった。また、約半数が今後ICTを進める予定はない回答している。Aランク企業は、ICT活用による生産性向上の取組に積極的である。
- ICT活用が進まない、検討しない主な理由として、BCランク企業を中心に「経費の確保が困難」「必要性を感じない」「技術者育成のためのノウハウ・時間がない」等が挙げられる。

◆ 業務効率化、生産性向上への取組状況(ICT活用) (県内建設企業アンケート)



(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

◆ ICT活用が進まない、検討しない理由 (県内建設企業アンケート)



※ グラフ内部の数値は回答数、グラフ横の数値は回答割合

(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)



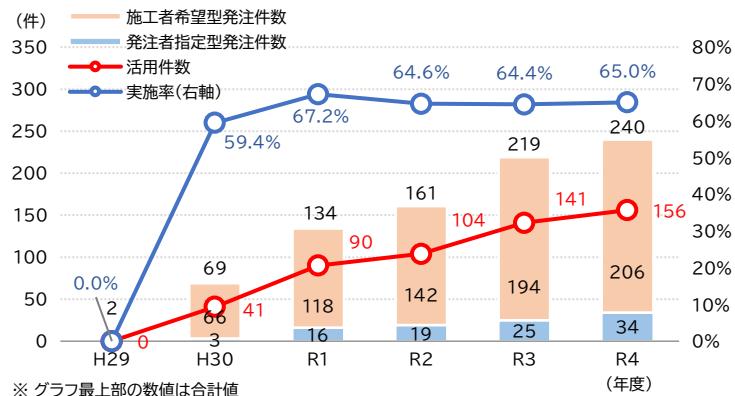
第1章 地域の建設業と抱える課題について

三重県
Mie Prefecture

(9) ICT活用工事(土工)の取組状況

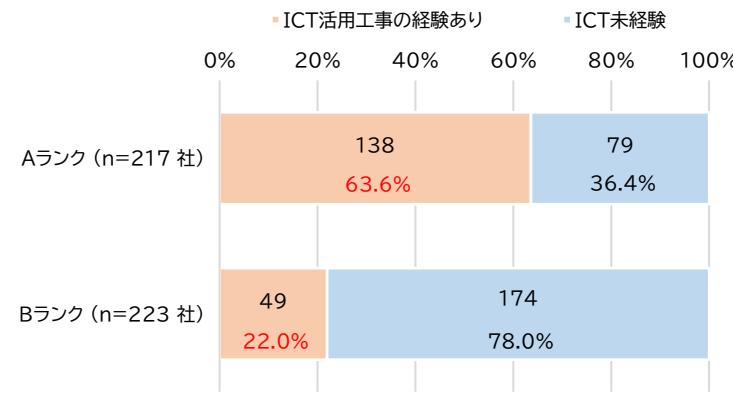
- 三重県発注のICT活用試行工事のうち、実際にICTを活用した割合は、令和4年度は65%(156件/240件)となっている。
- 企業経験率は三重県入札参加資格者Aランクの64%(138社/217社)、Bランクの22%(49社/223社)に留まっている。

◆ 三重県発注のICT活用工事(土工)の発注年度別推移



(出典:三重県)

◆ 県内建設企業のICT活用工事の経験率

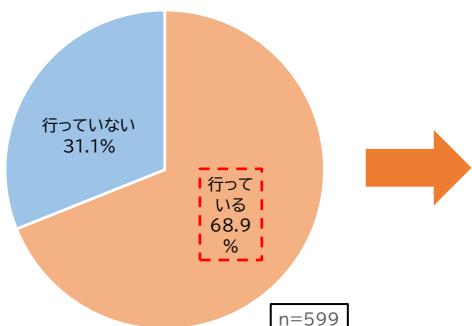


(出典:三重県)

(10) 人材育成の取組状況 (アンケート対象:令和4年度建設工事入札参加資格(土木一式工事)を有する県内建設業者1,580業者)

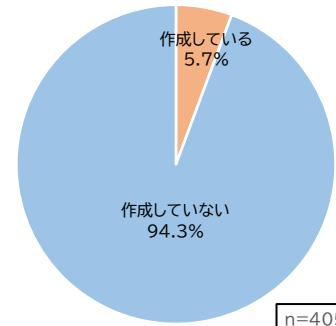
- 企業へのアンケートでは、約70%の企業が人材育成の取組を行っており、資格取得に関する内容が多い。
- しかし、従業員が定着するためのキャリアデザイン計画を作成している企業は5.7%であり、ほとんどの企業が作成していない。

◆ 技術者・技能労働者を育成するための取組状況 (県内建設企業アンケート)



※ グラフ内部の数値は回答数、グラフ横の数値は回答割合

◆ キャリアデザイン計画作成の有無 (県内建設企業アンケート)



(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

(出典:令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)報告書」)

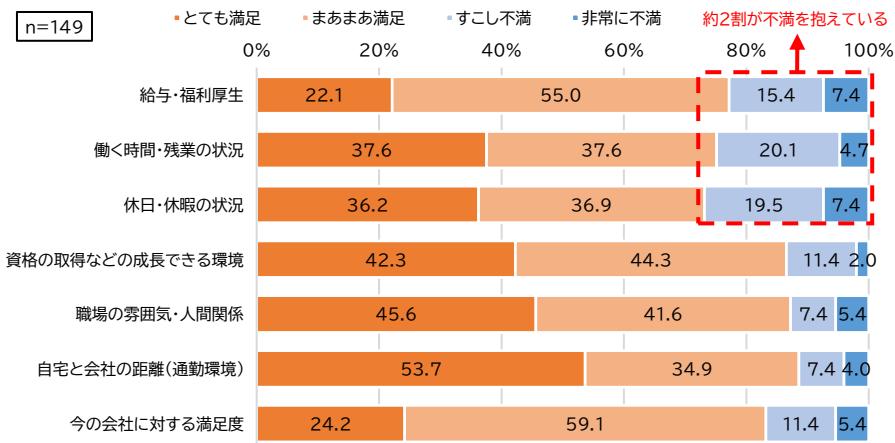


(11) 建設業の労働環境（アンケート対象：県内建設企業で勤務する10～30代の若手就業者）

- アンケート結果より、「給与・福利厚生」「働く時間・産業の状況」「休日・休暇の状況」については、入社後は全体の約2割が不満を抱えている傾向がある。
- 入社後、資格取得するための勉強や業務に負担を感じている就業者が多い。

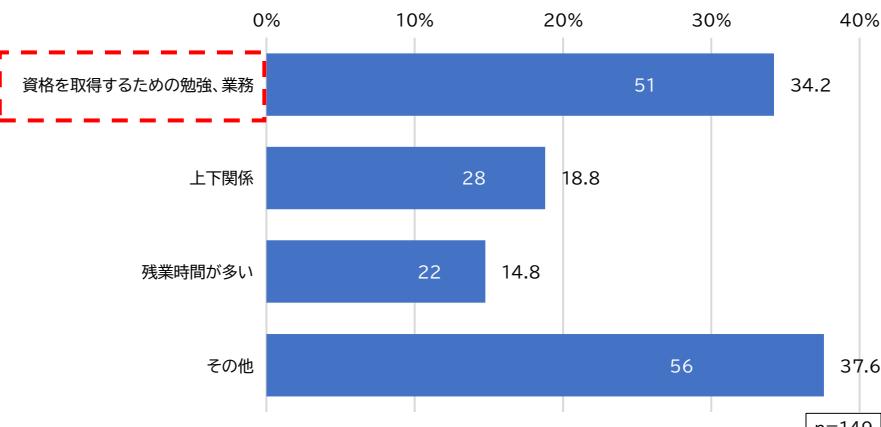
◆ 求める職場環境（県内建設企業の若手人材アンケート）

【入社後の実感、会社に対する満足度】



(出典：令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会（三重県）報告書」)

【入社して負担に感じること】



※ グラフ内部の数値は回答数、グラフ横の数値は回答割合

(出典：令和4年度「地域建設産業のあり方検討委員会（三重県）報告書」)



4 地域の建設業の課題

これまでの三重県建設産業活性化プランの取組成果や残された課題、また、建設業を取巻く状況の変化を捉え、地域の建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし、存続し続けるためには、建設業界と行政が連携して取り組むべき次の3つの課題と企業の安定経営に向けた対応が必要と考えられます。

4-1. 取り組むべき3つの課題

(1) 担い手の確保

建設就業者人口や新卒就業者数の減少、就業者の高齢化、新卒入職者の高い離職率など、建設業の労働者不足が一層懸念されます。このため、就業者の定着や就職先として建設業を選択してもらうための魅力発信など、建設業の「担い手の確保」に一層注力していく必要があります。

(2) 労働環境の改善

令和6年4月から始まる時間外労働の上限規制への対応や誰もが活躍できる職場環境等への対応が必要となります。このため、休日の確保や時間外労働時間の削減、人材育成や福利厚生の充実等、全ての建設就業者にとって建設業が「魅力ある労働環境」であることが必要です。

(3) 生産性の向上

生産年齢人口は、今後も減少し、建設就業者数の大幅な増加が見込めない中、積極的な担い手確保や労働環境の改善等を推し進め、現在と同程度の公共事業を実施していく必要があります。このため、建設企業の建設DXの推進やBIM/CIMの活用、またこれらへの行政の支援により、一人当たりの「生産性を向上」させる必要があります。

4-2. 企業の安定経営に向けた対応

建設企業が上記3つの課題に継続的に対応するためには、引き続き、各建設企業が適正な利潤を確保し、経営の安定を図っていく必要があります。



1 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度】

地域の建設業は、社会資本整備・修繕により県民の生活を支えるとともに、災害時には、災害現場の最前線で道路啓開などの緊急対応により、県民の安全・安心を確保するなど「地域の守り手」としての重要な役割を担っています。

このため、今後も地域社会を持続・発展させていくには、とりまく環境の変化の中で地域の建設業が将来にわたり存続し続ける必要があります。

そこで、三重県建設産業活性化プラン2024の将来ビジョンを「時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける」とし、将来ビジョンの実現に向けた各施策を開示し、その効果検証を実施していきます。



2 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンを目指します。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組みます。

【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切にできるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組みます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組みます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組みます。

【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

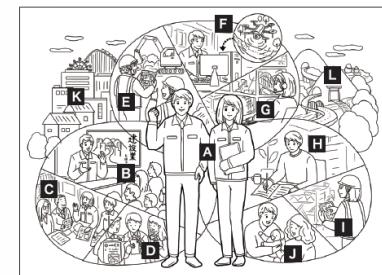
「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組みます。

◆ 各取組の関係性のイメージ





◆ 将来像のイメージ



A 主人の2人

B 【担い手の確保】主人公が高校で出前授業をしているシーン

C 【担い手の確保】主人公2人が進路指導教諭と建設業について話しているシーン(学校訪問)

D 【担い手の確保】建設会社が発信するSNSをチェックする高校生

E 【生産性の向上】無人で動くバックホーと、タブレットでデータを確認する作業員2人

F 【生産性の向上】測量するドローンと、そのデータを受信し確認しているシーン

G 【生産性の向上】画面に映し出される現場の様子を確認しながら、遠隔で指示を出しているシーン

H 【労働環境の改善】キャリアアップのために、自宅で資格の勉強をしているシーン

I 【労働環境の改善】バックオフィスの担当者が、現場を見ながらタブレットでデータをチェックする様子

J 【労働環境の改善】主人公が家族との時間を大切にしているシーン

K 家・ビルなど街の建物 L 自然(山・木など)と道路・トンネル・橋



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。





4 取組施策（取組項目毎に目標値を設定）

◆ 表の見方

【取組の具体内容】に関する【取組の視点】がわかるよう番号で表記

取組施策① 教育機関・建設業界・行政の連携							【取組の目的】			
取組項目		具体内容		開始時期	取組目標 (現状:R4)		R6	R7	R8	R9
1	学校(進路指導教諭)訪問	<p>① 各学校の進路指導教諭等への定期的訪問の支援</p> <p>② 各学校の進路カリキュラム等の情報収集と建設業の魅力発信機会の創出の支援</p>	<p>①</p> <p>②</p>	継続 R6	学校訪問数 (R4:41校)	25校 /年	30校 /年	45校 /年	50校 /年	
	取組の視点	<p>① 学校訪問等は、建設業が大学卒業後の就職先への選択肢となるよう進学校にも取り組みを広げていく必要がある。</p> <p>① 高校生からの人材確保については、工業高校からの入職も重要だが、普通科や総合学科の高校からの入職もあり、どちらの高校に伸びしろを感じる。</p> <p>① 工業高校の教諭が実施する生徒確保の取組について、行政が協力できる取組は連携していく必要がある。</p> <p>② 行政は教育現場の年間行事予定等のスケジュールを確認しながら、企業とのマッチング(学校訪問や出前授業等)を支援する必要がある。</p> <p>② 進路カリキュラムのどの段階で生徒に建設業への就職を意識付けすれば効果があるか検討していく必要がある。</p> <p>①・② 生徒の進路が決定する時期を把握し、それまでに学校訪問することが重要である。</p>								

【取組項目】【具体内容】

⇒ 将来ビジョンに向けて当プランで取り組むべき内容

【取組目標】

⇒ 目的のために取り組む活動内容(アウトプット)について各年度の目標を設定(※累計の場合、R4からの合計)

【取組の目的】

【取組の視点】

⇒ 取組を進めるうえで重要な視点(委員等からの意見)



【取組方針1:担い手の確保】

取組施策① 教育機関・建設業界・行政の連携

▼ 建設業への理解、魅力発信機会が得られるよう、学校訪問により、学校と建設業界及び行政の関係性を構築・強化

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 学校(進路指導教諭)訪問	① 各学校の進路指導教諭等への定期的訪問の支援	R6	継続 学校訪問数 (R4:41校)	25校 /年	30校 /年	45校 /年	50校 /年
	② 各学校の進路カリキュラム等の情報収集と建設業の魅力発信機会の創出の支援		対象とする学校:72校(全日制の高校(県立・私立)、大学・短大・高専(建設関係以外の専科の大学・高専を除く)) このうち、県立高校の就職支援校(41校)については、2年に1回程度訪問。 それ以外の学校(31校)については4年間で1~2回の訪問を想定。				
取組の視点	① 学校訪問等は、建設業が大学卒業後の就職先への選択肢となるよう進学校にも取組を広げていく必要がある。 ① 高校生からの人材確保については、工業高校からの入職も重要だが、普通科や総合学科の高校からの入職もあり、そちらの高校に伸びしろを感じる。 ① 工業高校の教諭が実施する生徒確保の取組について、行政が協力できる取組は連携していく必要がある。 ② 行政は教育現場の年間行事予定等のスケジュールを確認しながら、企業とのマッチング(学校訪問や出前授業等)を支援する必要がある。 ② 進路カリキュラムのどの段階で生徒に建設業への就職を意識付けすれば効果があるか検討していく必要がある。 ①・② 生徒の進路が決定する時期を把握し、それまでに学校訪問することが重要である。						



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 高校教諭等が、建設業を生徒へ伝えることができるよう建設業を学び、知る機会を創出

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
2 高校教諭等と建設企業の 交流会	① 高校教諭等と建設企業との交流会等の開催の支援	継続	交流会へ参加企業数 (各地域で2~3年に1回開催。毎年2地域で開催) (R4:15社)	30社/ 年	30社/ 年	30社/ 年	30社/ 年
	② 工業高校と地域建設業の実情に精通した外部人材との連携強化(又は、地域の建設業に関する情報提供の実施)の支援		※各地域の区分(実績)=5地域 ・桑名、四日市、鈴鹿 ・津、松阪 ・伊勢、志摩 ・伊賀 ・尾鷲、熊野				
取組の視点	① 建設業の情報発信の場として、進路指導の教員が集まる進路指導協議会やハローワークの進路指導主事会議等で建設業の情報を発信していくことも可能である。 ① 交流会について、開催時期や実施内容、体制等、しっかりと計画を立てることで学校側も参加することができる。 ② 高校教諭等が、生徒に就職先として勧めることができるよう、交流会等を通じて、各地域の信頼できる建設企業を知っていることが重要である。	R6					

※交流会とは、高校教諭に現状の建設業を知つもらうとともに、地域の建設企業との交流の場となるよう、建設企業が開催する会のこと。開催時には、開催地域に存する高校の教諭等を集め、建設企業から現状の建設業に関する情報の提供と各企業のPRを行い、意見交換等を実施。



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 建設企業が採用活動(求人票の書き方、魅力あるHPの作り方など)に関して高校教諭等からの指導を受けることで、より効果的な採用活動を実施

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
3 採用活動における連携	① 高校教諭等による採用に関する勉強会(求人票の表現方法、効果的なツールの活用等)の開催	R6	勉強会に参加する建設企業数(累計) (年1回開催) (R4: -)	20社	(累計) 40社	(累計) 60社	(累計) 100社
取組の視点	① 求人票の書き方や見せ方などの採用活動については、高校教諭から具体的なアドバイスを受けることが効果的であり、重要である。 ① 採用活動に使用する各企業のパンフレットには、入社後の将来の姿(資格の取得、給与水準など)を記載しておく必要があり、そのような企業は高校教諭からの評価が高い。 ① 生徒が就職先を選ぶ際、継続的に採用しているかどうかを判断基準にしている。 ① 勉強会について、開催時期や実施内容、体制等、しっかりと計画を立てることで学校側も協力することができる。		※R9=令和5年度県立高校への求人を出した企業の実績を踏まえ、100社程度と想定				

採用に関する勉強会

勉強会とは、建設企業が高校教諭等により、その地域にそった有効な採用活動に関する指導を受けることができるセミナー等のことを指す。

求人のポイントは…





取組施策② 生徒・学生への魅力発信・動機付け

就職を考える際に、建設業が選択肢の1つとなるよう、現場見学や就業者の声により、建設業の仕事ややりがいを発信

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 出前授業等※の開催	① 建設業に触れる機会を創出し、生徒へ建設業の魅力を発信するための出前授業開催の支援	継続	出前授業等の経験企業数(累計) (R4:48社)	(累計) 70社	(累計) 100社	(累計) 130社	(累計) 150社
	② インターンシップを活用した建設業の魅力発信支援	継続					
	③ 測量・設計コンサルと連携した取組の実施	R6					
	④ 事例集やマニュアル等の作成と水平展開	継続					
※R9=R4年度県工事入札参加企業数(Aランク)約170社⇒150社を想定				※48社=出前授業等の参加企業数			
取組の視点	① 工業系高校だけでなく普通科高校や大学(工学系の学部だけでなく教育学部も含む)などの高等教育機関にも、出前授業等を通じて、幅広く建設業の魅力を発信していくことが重要である。建設業を通じて科学的な学びとなる授業にすると生徒に興味を持ってもらえる。 ① 出前授業等は、学校(生徒)のニーズを把握し取り組むことが効果的であり、就業後のイメージを認識してもらえるような内容にすることも必要である。 ① 入社1~2年目の社員として、知っているOB・OG(若手)が建設業の話をすると生徒の心に刺さる。 ① 建設業に関するイベント等に企画段階から生徒が参加することで、生徒が建設企業と交流でき、具体的な魅力や憧れを感じてもらうことができる。 ① 学校と地域の企業が連携し、生徒が最新技術を学べる機会を作ることが重要である。 ① 出前授業や現場見学会では、動画を用いて建設業の魅力を説明すると生徒が理解しやすく効果的である。 ② インターンシップを継続的に取り組むためには、行政・業界・学校などが連携し、受け入れる体制を整備することが重要である。また、インターンシップを開催する場合は会社の説明だけでなく、仕事の内容(現場など)をアピールすることが重要である。 ③ 建設企業だけではなく、測量・設計コンサル等を含め業界全体で出前授業に取り組むことが重要である。 ④ 出前授業や現場見学会は、良い事例を基にマニュアル化し、初めて行う企業でもスムーズに開催出来るようする必要がある。						



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

より多くの生徒・学生、その保護者に建設業の取組を知ってもらうため、多種多様な方法で建設業の魅力を発信

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標(現状:R4)	R6	R7	R8	R9	
2 多角的な広報活動	① 多種多様な広報活動の実施(動画・SNS・冊子・写真展・各学校のHP等)	継続	SNS・動画で発信している建設企業数(アンケート集計) (R4:-)	20% (40社相当)	30% (70社相当)	50% (100社相当)	70% (150社相当)	
	② 小中学生や保護者への魅力発信の実施	継続		※R9=R4年度県工事入札参加企業数(Aランク)約170社⇒150社を想定				
	③ 生徒が就職活動にあたり使用している求人閲覧サイト等の活用	R7		※R9=R5年度入札参加資格者名簿登録 Aランク企業(土木一式工事)220社の約70%(150/220)				
取組の視点	<p>① 魅力発信を行う動画は、視聴回数など、受け手側の実態を把握したうえで効果検証をしていくことが重要である。</p> <p>① 自社HPは、生徒に見てもらうことを意識して充実を図ることが効果的である。</p> <p>① メディアに取材されることで建設業のPRも効果的になり、また、発信する側もやりがいを感じることができるために、メディアに載せる努力・体制づくりが重要である。</p> <p>② 高校生より下の世代(小中学生・幼少期)にも、建設業に触れる機会を作る。</p> <p>② 就職活動及び進学活動共に、生徒に対する保護者の影響が大きい。</p> <p>③ 広報活動は、生徒が意思決定をするメカニズム(タイミング)を考えて行うことが重要である。</p> <p>①～③ 情報発信は、発信するだけでなく、見てもらう手段・手法が重要である。</p> <p>①～③ 建設業への新卒就業者数が減少していることについて、建設業に魅力が無いのか、建設業の現状が正しく伝わっていないのかを考える必要がある。</p>							



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 生徒に建設業への入職を早期に動機付け

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
3 資格の取得支援	① 高校在学中の生徒に対する、建設業に係る資格取得の支援(人材支援)	R6	資格の合格者数 (二級土木施工管理技士・二級建築施工管理技士) (R4:92人)	100 人/年	110 人/年	120 人/年	130 人/年
取組の視点	① 資格の取得支援は、個人負担を如何に減らすかが大事である。						

資格の取得支援

資格取得の支援とは、在学中の生徒に対し、資格に対する意欲・関心の向上や、資格取得に向けて効果的に勉強ができる環境の整備を目的に実施する取組。





取組施策③ U・Iターン人材等への働きかけ

▼ U・Iターン人材が、地域の建設企業を就職先の選択肢の1つとするよう、県内建設企業をPRする場・環境を創出

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 U・Iターン人材の確保	① 就職イベント等に建設企業が参加できるようイベント開催者との連携・調整	R6	U・Iターン就職説明会への建設企業の参加社数 (R4: -)	4社 /年	6社 /年	8社 /年	10社 /年
	② 市町等との連携によるU・Iターン人材受け入れ企業の紹介窓口(WEB)の設置	R6					
取組の視点	<p>①・② 県外に就職した人が離職し地元に帰ってきたときの働き口を整備しておく必要がある。</p> <p>①・② 移住は、県が市町と連携し具体的な事例の発信や衣食住のワンストップでの支援が必要。そのうえで、建設業界で働いている人をピックアップし、建設産業に目を向けさせることが重要である。</p> <p>①・② U・Iターン人材の確保は、前職の離職理由を把握・分析したうえで取り組む必要がある。</p>						



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 高校教諭等に対して、U・Iターン受入企業などを共有し、再就職で進路指導教諭に相談に来た人材を確保

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
2 U・Iターン人材の確保のための高校教諭との関係強化	① U・Iターン人材の確保に関する情報を共有し、U・Iターン人材が再就職しやすい環境整備の支援	R6	交流会へ参加企業数(再掲) (各地域で2~3年に1回開催。毎年2地域で開催) (R4:15社)	30社/年	30社/年	30社/年	30社/年
取組の視点	① 県外に就職した生徒が離職し、地元で就職先を探す際、卒業した高校の先生を頼ることがあるため、高校教諭は生徒に就職先を勧めることができるよう、地域の信頼できる企業を把握しておく必要がある。						

▼ 担い手確保のため、建設企業に外国人雇用制度への理解を促進

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
3 外国人雇用への対応	① 外国人雇用制度に係る説明会等に建設企業が参加できるよう、業界への周知と外国人雇用に関する相談対応	R6	外国人雇用に関する相談対応 (R4:−)	実施	実施	実施	実施
取組の視点	① 外国人雇用に向けての手続きや外国人労働者のニーズに対応する必要がある。						

担い手の確保 取組イメージ

①学校訪問



進路指導教諭との情報交換
出前授業等、魅力発信機会の開催を依頼

②出前授業（探究の時間）



テーマに沿って白地図に生徒が考えるまちづくりの計画を県・建設企業のアドバイスを受けながら作成

③現場見学会



普段は入れない、建設現場で実際の仕事を体験！

④実習授業



専門技術者からレクチャーを受け、自校の校内でアスファルト舗設を体験！

⑤進路指導教諭と建設企業の交流会



先生と地域の建設企業との関係性を強化！
地域の建設企業をPR☆彡

⑥魅力発信 (SNS)



じっくりの仕事をについて説明!
興味のある生徒の皆さんに熱い想いを伝えてくれました♪

この講座を開いて、建設業がこれからのお路や就職先を考える際の道筋になります嬉しいです♪

学校での取組を中心
に投稿し、建設業の魅力を発信！



MIE_KENDO_NINAITE



【取組方針2:労働環境の改善】

取組施策① 週休2日制の定着

▼ 時間外労働規制、担い手確保に対応するため、週休2日制を定着

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 週休2日制(4週8休)の定着	① 発注者指定型の工事発注(4週8休)の定着	継続	県発注工事による週休2日制工事(4週8休)の達成率 (R4:75%)	80%	90%	100% 100%	
	② 適正な工期の確保	継続					
	③ 施工時期の平準化	継続					
	④ 土日完全週休2日制工事の導入	R8					
	⑤ 現場閉所困難工事や河川工事、維持管理業務等で交替制工事の導入	R6					
※県発注工事:県土整備部、農林水産部、企業庁の発注工事							
取組の視点	①～④ 建設企業が労働環境の改善に取り組めるよう、発注機関は適正工期の確保や施工時期の平準化、週休2日に要する経費を含めた工事発注を行う必要がある。 ①～④ 生徒の就職先の選択肢となるには、年間休日120日以上を確保する必要があり、担い手確保の観点からも週休二日の定着は非常に重要である。 ⑤ 突発的な業務や工期が限定されている工事などに対応できる仕組みが必要である。						



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 市町発注工事における週休2日制工事を促進

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9	
2	市町発注工事における週休2日制工事の促進	① 発注者協議会三重県部会での県取組の情報提供と市町への普及啓発・協力要請の実施	継続	市町工事の週休2日制工事の発注率 (R4:10%)	50%	90%	100%	100%	
取組の視点		① 国・県だけでなく市町発注工事、民間発注工事も含めて、建設業界全体で土日完全週休2日にする必要がある。							

▼ 民間発注工事における週休2日制工事を促進

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9	
3	民間発注工事への周知・促進	① 民間発注事業者(建築確認申請者)に対する適正な工期設定、週休2日の確保、時間外労働時間の削減等の周知を建築確認審査機関等を通じて依頼 ② 労働局との連携による、時間外労働の上限規制適用の周知	継続 継続	民間(確認申請機関等)への周知 (R4: -)	実施	実施	実施	実施	
取組の視点		①・② 国・県だけでなく市町発注工事、民間発注工事も含めて、建設業界全体で土日完全週休2日にする必要がある。							



取組施策② 施工管理の分業化・効率化

▼ 労働者の労働時間削減に寄与する施工管理の分業化を促進

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9	
1	施工管理の社内分業化の支援	① バックオフィスの普及・啓発のための説明会等の開催	R6	説明会の開催回数 (R4:—)	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	
		② 施工管理の効率化・分業化による労働時間短縮に向けたバックオフィスの導入支援	R6						
取組の視点		<p>① バックオフィスは、複数現場のルーチン業務などを担えるため現場の負担軽減に有効であるとともに、建設業での新しい働き方として建設業のイメージアップにも効果的である。</p> <p>① 企業がスムーズにバックオフィスを導入できるよう、導入企業の成功事例発表会等を開催し、企業間で情報を共有できる環境整備が必要である。また、企業規模に合わせて、バックオフィスが担う役割を設定し導入すると効果的である。</p> <p>② バックオフィスを導入するためには、バックオフィスで働く専門人材の育成や企業の体制づくりが重要である。</p> <p>② バックオフィスの導入を進めるためには、バックオフィスの役割を明確化(現場の技術者とバックオフィスの仕事の内容区別)することが必要である。</p> <p>② バックオフィス人材は、新たに専門人材を雇うことも良いが、現在の人員の中で業務分担を変えるなどの対応でも良い。</p>							



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 労働者の労働時間削減に寄与する施工管理の効率化を促進

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9					
2 施工管理の効率化の支援	① 県発注工事でのASP活用及び遠隔臨場の活用推進	継続	県発注工事のASP利用指定発注率 (R4:—)	40%	60%	80%	100%					
	② 市町発注工事でのASP活用及び遠隔臨場の導入支援	継続										
	③ 工事帳票の簡素化及び標準化の推進	継続										
	④ 契約後速やかに設計図書に関する情報を共有するデータシェアリングの推進	R6										
※県発注工事:県土整備部、農林水産部、企業庁の発注工事												
※データシェアリング:測量、地質調査、設計、用地測量などのデータを受注者に提供												
取組の視点	<p>①・② ASPの活用やクラウド上による会社から複数現場の一括可視化は、業務時間の削減や時間外労働時間規制への対応としても効果的である。</p> <p>①・② ドローンを活用した遠隔での管理は、現場が映像として可視化され、業務の効率化に最も効果的である。</p> <p>①・② 遠隔臨場は、建設DXの取組の中でも取り掛かりやすい部分であり、多くの企業が建設DXに触れるためにも、業界全体で取組を進めることが必要である。</p> <p>③・④ 現場技術者の時間外労働時間削減のために工事書類作成等の業務を簡素化することが必要である。</p>											

遠隔臨場

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して段階確認等を行うことをいいます。



情報共有システム(ASP)

公共工事の受注者、発注者それぞれが参加できるクラウドシステム



- ・書類は情報共有システム上でやり取り
- ・書類のやり取りはいつでもどこでもできる
- ・書類提出による移動コストの削減



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

取組施策③ 安全で快適な労働環境の実現

▼ 労働者が安全に作業できる環境の整備

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1	施工現場の安全確保 (事故防止の徹底)	① 現場の事故を防止する取組(安全パトロール、ICT、BIM/CIMの活用)の強化	R6	ライブカメラや遠隔臨場で安全管理を実施する工事件数(累計) (R4:—)	10件	(累計) 20件	(累計) 30件	(累計) 40件
	取組の視点	① 工事現場の安全な作業や事故の減少は、建設業のイメージアップとなり、担い手の確保にも繋がるため重要である。 ① 事故の未然防止のためには、作業の途中段階での安全パトロールが効果的である。 ① ICT建機による工事を行うことで現場で作業する人が少なくなり、人と機械との輻輳が減るため安全性が高まる。			※10件=各建設事務所1件ずつ			

▼ 誰もが活躍できる職場環境の整備

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
2	誰もが快適に働くことができる職場環境の整備	① 誰もが心身共に快適に働くことができる職場環境の整備を支援(快適トイレ設置、熱中症対策等)	継続	柔軟な働き方の導入企業数 (アンケート集計) (R4:—)	20% (40社相当)	30% (70社相当)	50% (100社相当)	70% (150社相当)
	取組の視点	② 柔軟な働き方ができる環境の整備を支援(働き方の選択、オンラインの活用等)	R6		※R9=R4年度県工事入札参加企業数(Aランク)約170社⇒150社を想定			
		① 職場環境の整備(快適トイレの設置や熱中症対策等)はさらに進めていく必要がある。 ② 建設業界は時間的にフレキシブルに働くことができる面があることをアピールすることが必要である。特に若手社員においては魅力を感じているようである。 ② バックオフィスの活用等により、自分のライフステージに合わせて、現場とバックオフィスを選択する働き方ができることをアピールすることが重要である。			※R9=R5年度入札参加資格者名簿登録Aランク企業 (土木一式工事)220社の約70%(150/220)			

※柔軟な働き方とは、フレックスタイム制やテレワークなど、労働者の事情に応じ多様な働き方が選択できること。



取組施策④ 人材育成・福利厚生

▼ 企業が成長・発展するための人材育成と仕事への意欲向上

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9	
1	技術の継承と待遇改善	① 現場代理人等の技術者に若手の配置を促す工事の実施	継続 R6	CCUS活用モデル工事において目標達成した工事件数 (R4:—)	10件 /年	40件 /年	70件 /年	100 件/年	
		② 技能者の就業履歴蓄積による能力の評価や技能・経験を反映した待遇改善のためのCCUS活用工事の推進							
取組の視点		① 若手を担当技術者に登用した場合に評価されると仕組みができると効果的である。 ② 技能者の待遇改善の具体的な内容が明確になれば、取組が進むと考える。							

▼ 若手の育成や定着を促進

取組項目		具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9						
2	福利厚生等の充実	① 建設企業が実施する福利厚生や人材育成等の取組を支援(キャリアパスの策定、資格取得等のキャリアアップのための支援、福利厚生の充実、ハラスマント研修の開催)	R6	福利厚生や人材育成等の取組支援を実施している企業数 (R4:—)	(累計) 130 社	(累計) 135 社	(累計) 140 社	(累計) 150 社						
		② キャリアデザインを明確にして、自分の努力次第で実現できる点など、建設業のやりがいを発信することが重要である。 ③ 建設企業で働く若手職員がどのように仕事をしているのかを示し、やりがいやキャリアパスを感じてもらうことが重要である。												
取組の視点		② キャリアデザインを明確にして、自分の努力次第で実現できる点など、建設業のやりがいを発信することが重要である。 ③ 建設企業で働く若手職員がどのように仕事をしているのかを示し、やりがいやキャリアパスを感じてもらうことが重要である。												

労働環境の改善 取組イメージ

①市町への週休2日制の導入促進



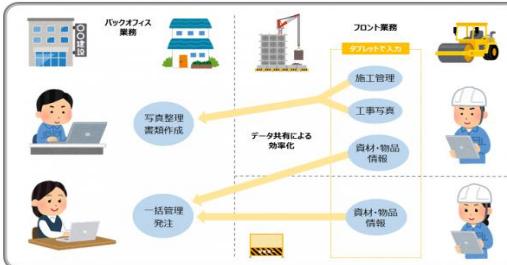
②民間工事への週休2日制の導入促進



③施工現場の安全確保（ライブカメラ）



④施工管理の社内分業化（バックオフィス）



出典：新潟県庁HP

技術者が現場で行っていた、施工管理等の書類作成を会社内（バックオフィス）の別の担当者が支援し分業化！

⑤建設キャリアアップシステム

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進
CCUSの活用拡大により技能者の待遇を改善

ステップ
令和3年10月～
元請事業者の登録促進
現場におけるカードリーダーの設置

ステップ
令和6年4月～
下請事業者・技能者の登録促進

現場における事業者と技能者の登録率を評価する取組を実施

2

3

ステップ
就業履歴蓄積（カードタッチ）
の促進

現場における就業履歴蓄積率を
評価する取組を実施

技能レベルのステップアップ

経験や資格に応じて
レベル判定

レベル1

初級技能者
(見習い)

レベル2

中堅技能者
(一人前)

レベル3

職長レベル

レベル4

高度マネジメント
レベル

レベルに
応じた待遇の
実現へ



【取組方針3:生産性の向上】

取組施策① 建設DXの導入

▼ 建設企業が建設DXを知る機会を創出し、建設現場での活用を促進

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 建設企業等のDX導入の支援	① 建設企業に対する建設DX促進説明会(ASP・遠隔臨場・ICT活用工事等)の開催	継続	建設DX促進説明会の参加者数 (累計) (R4:367名)	(累計) 650 名	(累計) 800 名	(累計) 900 名	(累計) 1,000 名
	② 市町職員に対する説明会の開催	継続					
	③ 建設企業に向けた、先進事例や活用事例を掲載したガイドブックの作成・周知	R6					
	④ 建設DX実施に係るインセンティブの検討	R6					
取組の視点	<p>①・② ICT活用工事を進めるには、ICT建機の組み合わせや各種モデル工事の説明をわかりやすくすると効果的である。</p> <p>①・② 説明会は受講者のレベルや立場(経営者か技術者など)で内容を変えて実施し、研修の対象者が誰であるかを示したうえで、広報をしっかりと行うべきである。</p> <p>①・② 建設企業と同時に発注者側のレベルを上げることが必要である。</p> <p>③ 生産性を向上させるためには、ICT建機の活用だけでなく、ASPや遠隔臨場など多様な手段に取り組むことが重要である。</p> <p>④ 建設企業が建設DX活用し生産性を向上させる取組み実施に対して、インセンティブを検討し推進を後押しする。</p> <p>①～④ 生産性向上の取組は、効果が出るまで時間がかかるため、継続して取組を行う必要がある。</p>						



取組施策② 建設DXの活用

▼ 自社でICT活用工事などが完結できるよう、ICT人材を育成

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 建設DX研修による人材育成	① ICT活用工事に使用する3次元データを自社内で作成し、運用できるように人材育成を支援	R6	講習会の開催回数 (R4:—)	5回/年	5回/年	5回/年	5回/年
	② ASPや遠隔臨場などのオンラインシステムを活用できる人材の育成支援						
取組の視点	<ul style="list-style-type: none"> ① ICTの良さを理解することにより、人材育成につながる。 ①・② 小規模事業者が自らICT人材の育成に取り組むことは難しいため、県と業界が連携しながらICT人材の育成を支援していくことが必要である。 ①・② ICT人材の育成にかかる講習会は、講習内容を複数用意(ステップアップする内容など)し、毎年実施することが重要である。 			<p>※5回=初中級3回、上級2回</p>			



・3次元データの作成・運用



・ASP、遠隔臨場、バックオフィスなどのオンラインシステムの活用



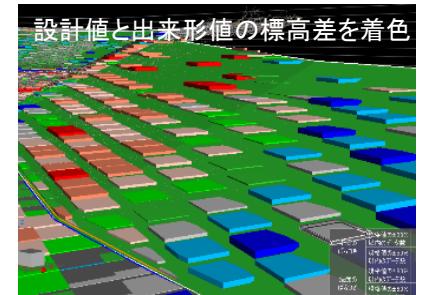
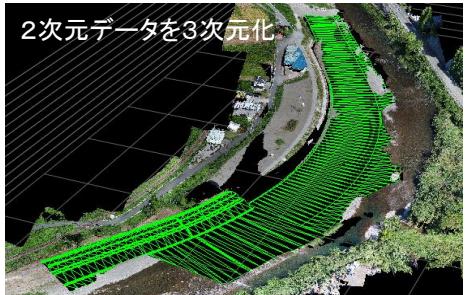
第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

▼ 建設企業のICT活用工事を支援

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
2 ICT活用工事の推進	① 発注者による3次元測量の実施と受注者への3次元測量データの提供	R6	3次元測量データの提供件数 (R4:—)	10件/年	20件/年	30件/年	50件/年
	② 市町発注工事でのICT活用への理解拡大と支援	継続					
	③ 現場条件等を反映した設計価格の算定検討	R6					
	④ 生産性を向上させるためのICT活用工事相談窓口の開設	継続					
	⑤ 県発注工事でのASP活用及び遠隔臨場の活用促進	継続					
取組の視点	① 発注者が3次元測量データを施工時に提供することで着工時の起工測量のチェックに有効である。 ② 市町のICT活用工事が進まない理由には経費面の要因が大きいため、市町の議会に対しても理解を求めていくことが必要である。 ③ ICT活用工事を進めることで、人員削減や業務効率化の効果が期待されるが、導入に際しては、経費が必要となるため、企業の適正な利潤が確保されることを前提にICT活用を進める必要がある。 ④ 建設企業がICT活用工事を実施するにあたり、制度や現場対応など全てに対応する窓口設置が必要である。 ⑤ 通信が通じない現場でも活用できるように、衛星Wi-Fiの活用のサポートについて検討する必要がある。	※10件=各建設事務所1件ずつから拡大していく					

ICT活用工事





第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

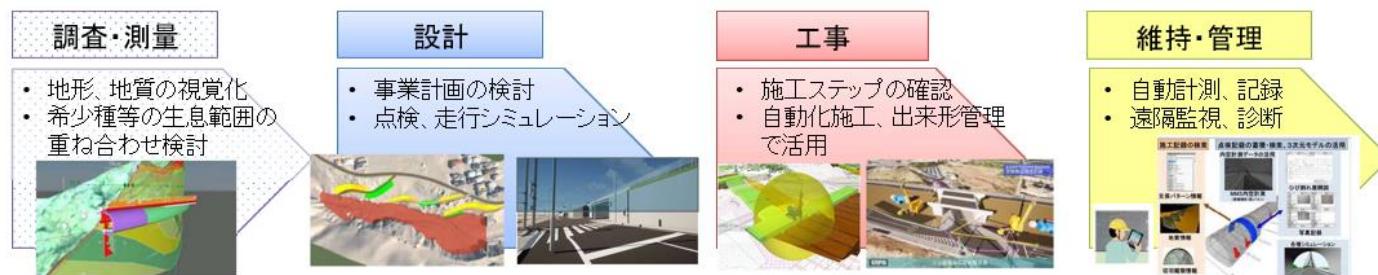
▼ 現場作業の効率化を進めるため、BIM/CIMを活用

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標	R6	R7	R8	R9
3 BIM/CIMの活用、支援	① 建設事業で3次元モデルが活用できるよう、受発注者間でのBIM/CIM成果の共有を実施	R6	BIM/CIM成果の活用工事件数(累計)	(累計)5件	(累計)10件	(累計)15件	(累計)20件
	② 発注者による3次元測量の実施と受注者への3次元測量データの提供【再掲】						
※5件=R3～4年度BIM/CIM設計成果(15件) ⇒発注工事5件で成果を活用							
取組の視点	<p>①・② BIM/CIMの活用は、測量・設計・施工の効率化だけでなく、作業の安全性向上、事故の減少などの効果も期待でき、建設業のイメージアップにもつながる。</p> <p>①・② BIM/CIMは、建設企業と高専等の生徒が一緒になって勉強していくことにより、企業の理解が進むとともに、生徒には建設業への就職の動機づけにもなり効果的である。</p>						

【用語の定義】

- BIM/CIM(Building Information Modeling/Construction Information Modeling)
建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理 等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図る

BIM/CIM適用の流れ





取組施策③ 建設DXの持続的な推進

▽ あらゆるDXにより生産性向上を促進

取組項目	具体内容	開始時期	取組目標 (現状:R4)	R6	R7	R8	R9
1 新技術の活用	① 日進月歩する技術の活用により建設工事の省人化・省力化を推進	継続	活用事例の紹介件数 (R4:—)	(累計) 5件/ 年	(累計) 10件/ 年	(累計) 15件/ 年	(累計) 20件/ 年
	② DXの活用事例を収集し、ガイドブック等で紹介(社内DXなど)	R6					
	③ 建設DX実施に係るインセンティブの検討【再掲】	R6					
取組の視点	① 工事の施工規模に応じて、汎用モバイル機器など活用するICT施工も効果的である。 ② ASPの活用やクラウド上による会社から複数現場の一括可視化は、業務時間の削減や時間外労働時間規制への対応としても効果的である。【再掲】 ② 遠隔臨場は、建設DXの取組の中でも取り掛かりやすい部分であり、多くの企業が建設DXに触れるためにも、県全体で取組を進めることが必要である。【再掲】 ② ドローンを活用した遠隔での管理は、現場が映像として可視化され、業務の効率化に最も効果的である。【再掲】 ③ 建設企業が建設DX活用し生産性を向上させる取組み実施に対して、インセンティブを検討し推進を後押しする。【再掲】			※5件=各建設事務所2年で1件ずつ			

【用語の定義】

・DX(Digital Transformation)
受発注者間や社内業務など、あらゆる場面で生産性を向上させるデジタル技術

・ICT(Information and Communication Technology)
主に施工段階において生産性を向上させる情報通信技術

・ICT活用工事
起工測量からデータ納品までの各プロセスでICT施工技術を全面的に使う工事（※P42下の図解を参照）



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

建設現場の生産性向上・労働環境改善のために、発注者が取り組む建設DX推進のイメージ

従来

測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)



目指す姿に向けての取組内容

▶ 取組方針 生産性の向上

- ② 1 建設DX研修による人材育成
 - ・3次元データを活用できる人材を育成
- ② 2 ICT活用工事の推進
 - ・発注者による3次元測量データの作成・提供
- ② 3 BIM/CIM活用、支援
 - ・BIM/CIMの3次元設計データを提供

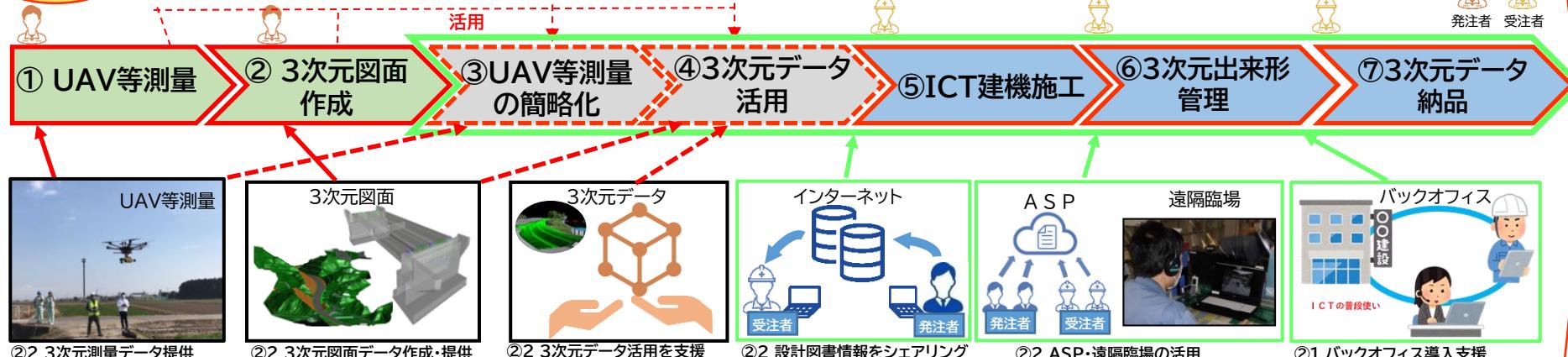
▶ 取組方針 労働環境の改善

- ② 1 施工管理の社内分業化への支援
 - ・バックオフィスの導入を支援
- ② 2 施工管理の効率化の支援
 - ・ASPや遠隔臨場の活用を推進
 - ・設計図書に関する情報をシェアリング

目指す姿

測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)

DXを活用して生産性の向上と労働環境の改善を目指す

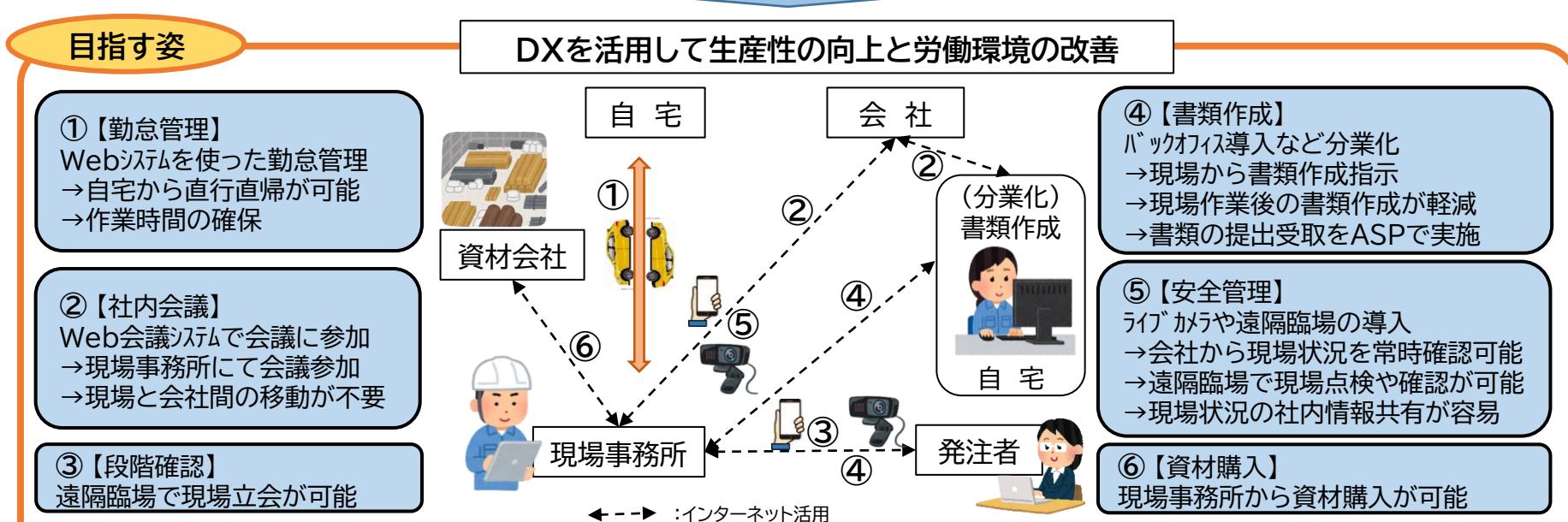
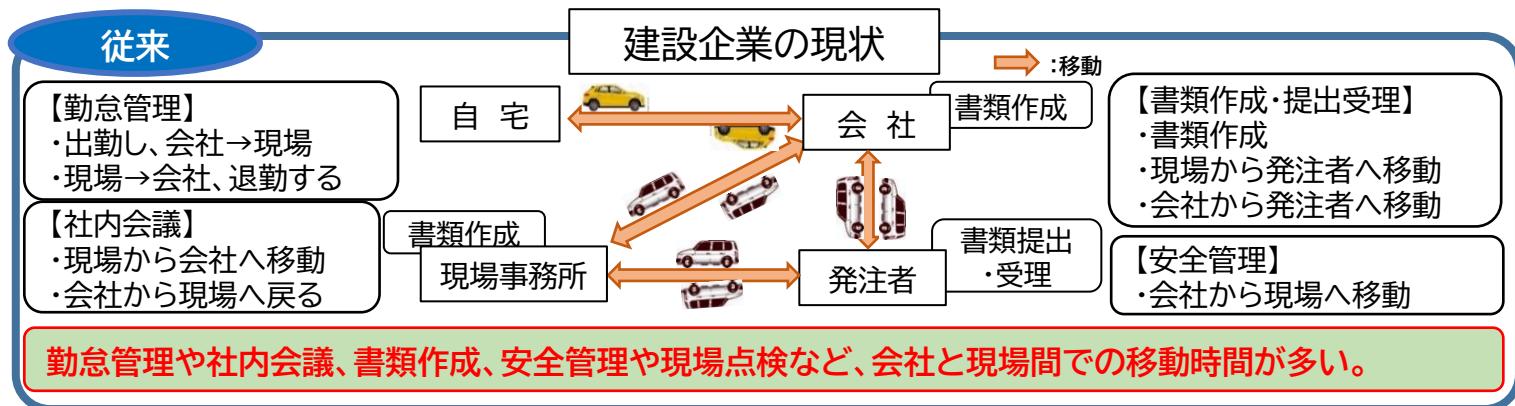




第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

建設現場の生産性向上・労働環境改善のために、建設企業が取り組むDX推進のイメージ



建設DXの活用により、これまで移動に要していた時間が削減できるとともに、分業化が可能となり生産性が向上することで、労働環境の改善につながる。



5 企業の安定経営に向けた対応

(1) 建設企業の経営状況の確認と環境変化への対応

各施策の取組の実施には、人材確保、職場環境の改善、設備投資などの経費を要するため、企業が適正な利潤を確保し、経営が安定し続けることが必要です。

このため、発注者は三重県建設産業活性化プラン2024における取組の推進に向けて、入札契約制度の改善等(最低制限価格の見直し、一抜け方式の活用継続等)や総合評価方式の改善(対象範囲の拡大、評価項目の見直し、一括審査方式の活用継続等)により建設企業が適正な利潤を確保できるよう環境を整備するとともに、試行工事の経費補正や資材価格の高騰などに対する適正な予定価格の設定などを実施していきます。

また、企業の経営状況については、売上高経常利益率の指標を用いて確認していきます。

取組項目	具体内容	確認指標
適正な利潤の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 入札契約制度の改善 (建設企業の実情に応じた最低制限価格の見直し、一抜け方式の活用継続等)・ 総合評価方式の改善 (対象範囲の拡大、評価項目の見直し、一括審査方式の活用継続等)・ 適正な予定価格等の設定継続 (労務・建設資材の変動等への適切な対応、建設DXの取組に係る経費補正、必要工期の確保等)・ 市町・民間への働きかけ	売上高経常利益率 (目標値48ページ)
取組の視点	<ul style="list-style-type: none">✧ 新たな取組・制度の導入は経費が必要となる。✧ ICT導入は、人員削減や効率化を効果とするが、適正な利潤が確保される事を前提に進めて行く必要がある。✧ 建設業は他産業に比べ売上高経常利益率が低い状況であるが、建設業は社会に不可欠な産業であるため、建設企業が持続可能な環境整備が必要である。✧ 入札制度の改善や総合評価の見直し等により受注機会を確保することが必要である。	



6 進捗管理（取組指標毎に目標値を設定）

（1）進捗管理の指標

各施策の取組について効果検証を行うため、3つの取組方針と3つの取組方針を支える取組について取組指標を設定し、施策の進捗を管理していきます。

取組方針1 担い手の確保

取組指標 ・・ 取組によって得られる成果

取組指標	現状値 (令和4年度)	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
高卒就業者数の建設業の割合 (建設業就業者数/高卒就業者数)	5.9% (201人/3390人)	6.1%	6.4%	6.7%	7.0% (219人/3126人)※

● 「高卒就業者数の建設業の割合」を取組指標とする理由

担い手の確保の主な取組は、近年落ち込みが続いている高校生の入職状況を改善させるために実施するものであるため、取組の効果検証には、「高卒就業者数の建設業の割合」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

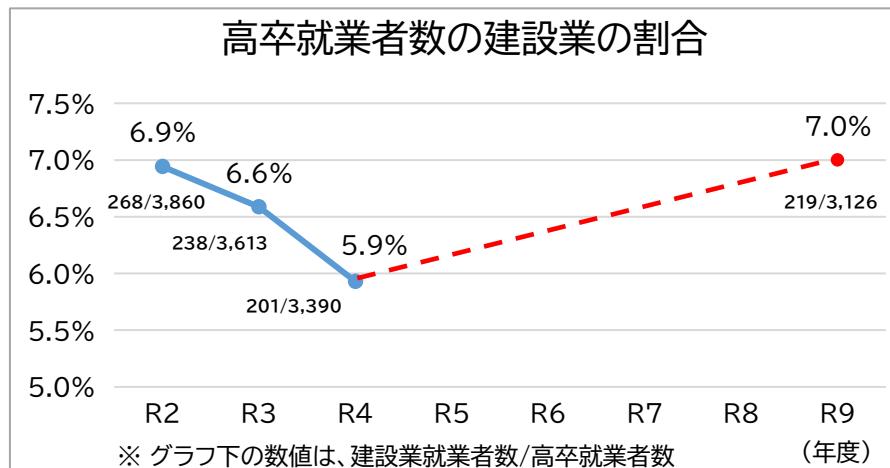
また、この指標を設定することにより、他産業への入職割合との比較が可能となり、就職志向の移り変わりなど、状況の変化を把握することができ、取組の再考に繋げられると考えました。

● 目標値の考え方

指標の目標値については、県内高校卒業者の総就職者数の減少、生産性人口の減少等を鑑み、令和9年度には、現在の直近3カ年のピークである令和2年度割合にまで回復させることとしました。

※高卒就業者数の建設業の割合＝

高等学校(全日制・定時制)の産業別就職者数(建設業)/
高等学校(全日制・定時制)の産業別就職者数(全産業)



取組指標：「学校基本調査」より抽出

※学校基本調査とは、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としており、調査事項は、学校数、在学者数、卒業後の進路状況等である。

・調査の対象

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校

・目標年次の高卒就業者数は以下を想定

国勢調査よりR4とR9の18歳人口を対比=92.2%より3390×92.2%=3,126人と想定

※R4:18歳人口16,776人⇒R2年度国勢調査の16歳の人口

※R9:18歳人口15,471人⇒R2年度国勢調査の11歳の人口



第2章 地域を支える建設業の活性化に向けて

三重県
Mie Prefecture

取組方針2 労働環境の改善 >>

取組指標	現状値 (令和4年度)	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
年間総実労働時間	1,885時間	1,860時間	1,840時間	1,820時間	1,800時間

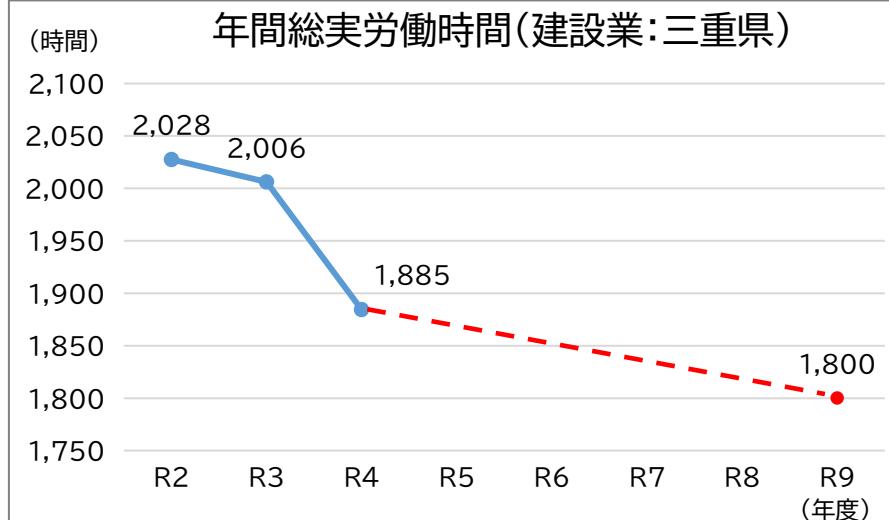
●「年間総実労働時間」を取組指標とする理由

労働環境の改善の主な取組は、週休2日制や施工管理の分業化・効率化等であり、令和6年4月から開始される時間外労働の上限規制に向けて取り組まざるを得ないものであること、また、これらの取組等により労働時間の削減に繋がることが期待されるため、取組の効果検証には、「年間総実労働時間」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

●目標値の考え方

完全週休2日かつ時間外労働時間ゼロの労働環境の実現を目指して、令和9年度には、労働者の年間総労働時間を1800時間と設定しました。

※年間総勤労日数(225日)※1×8時間=1800時間
 ※1. 365-140(土日、夏休み、年末年始、GW、有給休暇等の休日日数の計)



取組指標:「毎月勤労統計調査」より抽出

※毎月勤労統計調査とは、労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として実施している調査である。調査対象は常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し、厚生労働大臣が指定した事業所を対象に行っている。上記の表は建設業のみ抽出したものである。

・三重県の対象数(全産業)

常用労働者30人以上の事業所(第一種事業所):約500事業所
 常用労働者5人~29人の事業所(第二種事業所):約330事業所



取組方針3 生産性の向上 ➤➤➤

取組指標	現状値 (令和4年度)	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
Aランク建設企業のASP活用率 (ASPを活用(土木一式Aランク) / 三重県発注工事受注企業(土木一式Aランク))	4% (8社/181社)	30%	50%	80%	100%

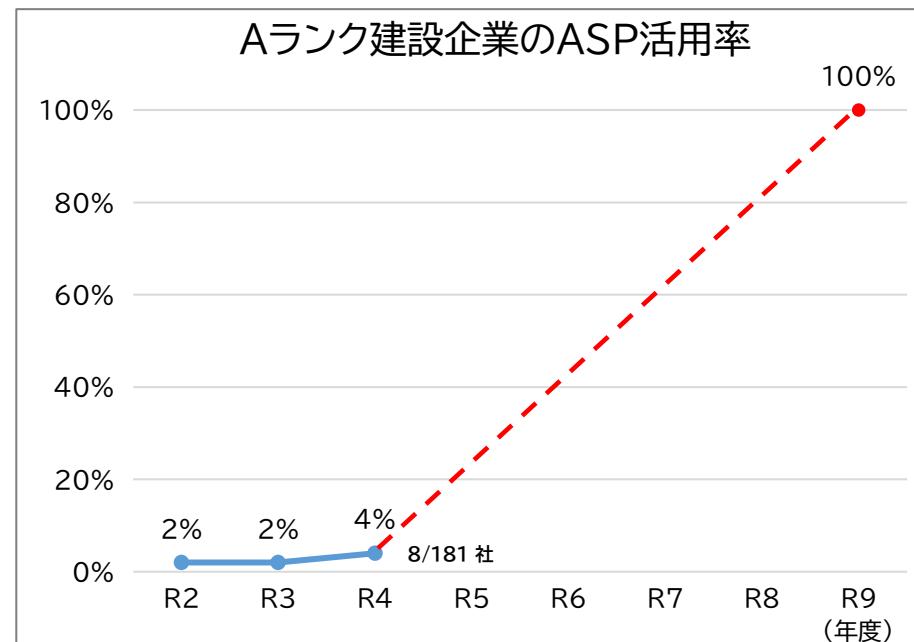
● 「Aランク建設企業のASP活用率」を取組指標とする理由

生産性の向上の主な取組は、ASPや遠隔臨場、ICT活用工事等の建設DXの推進であり、その中でもASPはその基幹ツールであること、また、Aランク企業が率先してASPを活用することによりこれが標準となり、様々な取組への足掛かりになるものと考えられるため、取組の効果検証には、「Aランク建設企業のASP活用率」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

● 目標値の考え方

ASPの活用が標準となるよう、三重県が発注する工事を受注する企業の内、Aランク企業が全て活用することを目指し、令和9年度には、活用率100%としました。

※活用率=ASPを活用(土木一式Aランク) /
三重県発注工事受注企業(土木一式Aランク)



取組指標:「県土整備部調べ」



3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針



取組指標	現状値 (令和4年度)	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
売上高経常利益率	4.8%	5.1%	5.4%	5.7%	6.0%

● 「売上高経常利益率」を取組指標とする理由

将来ビジョンの実現に向けた各施策を実施していくためには、企業が適正な利潤を確保し、経営が安定することが必要であるため、取組の効果検証には、「売上高経常利益率」が最も適切な指標であると考え、設定しました。

● 目標値の考え方

右図のとおり、県内建設業の売上高経常利益率は他産業と比べ、低い状況となっています。

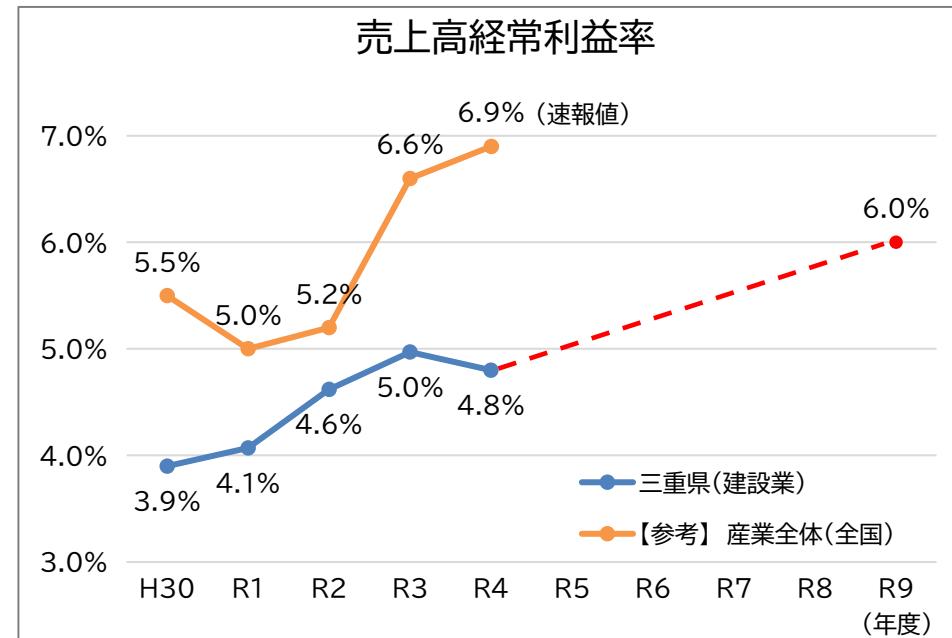
令和6年度以降も、労務費や資材単価の上昇、労働時間の短縮(時間外労働時間の規制開始による影響)などにより、今後の見通しは不透明な状況です。

しかし、建設業が将来にわたり存続し続けるためには、利潤を確保し、経営が安定する必要があることから、売上高経常利益率の上昇に継続的に取り組むこととします。

なお、過去5年間(平成30年度～令和4年度)で約1%上昇していることから、令和9年度の目標を、令和4年度から約1%上昇させた6.0%に設定しました。

※売上高経常利益率(目標値)

県内建設企業(売上高1億円以上)の売上高経常利益率の平均値



取組指標:「東日本建設業保証株式会社調べ」
「経済産業省企業活動基本調査」より抽出

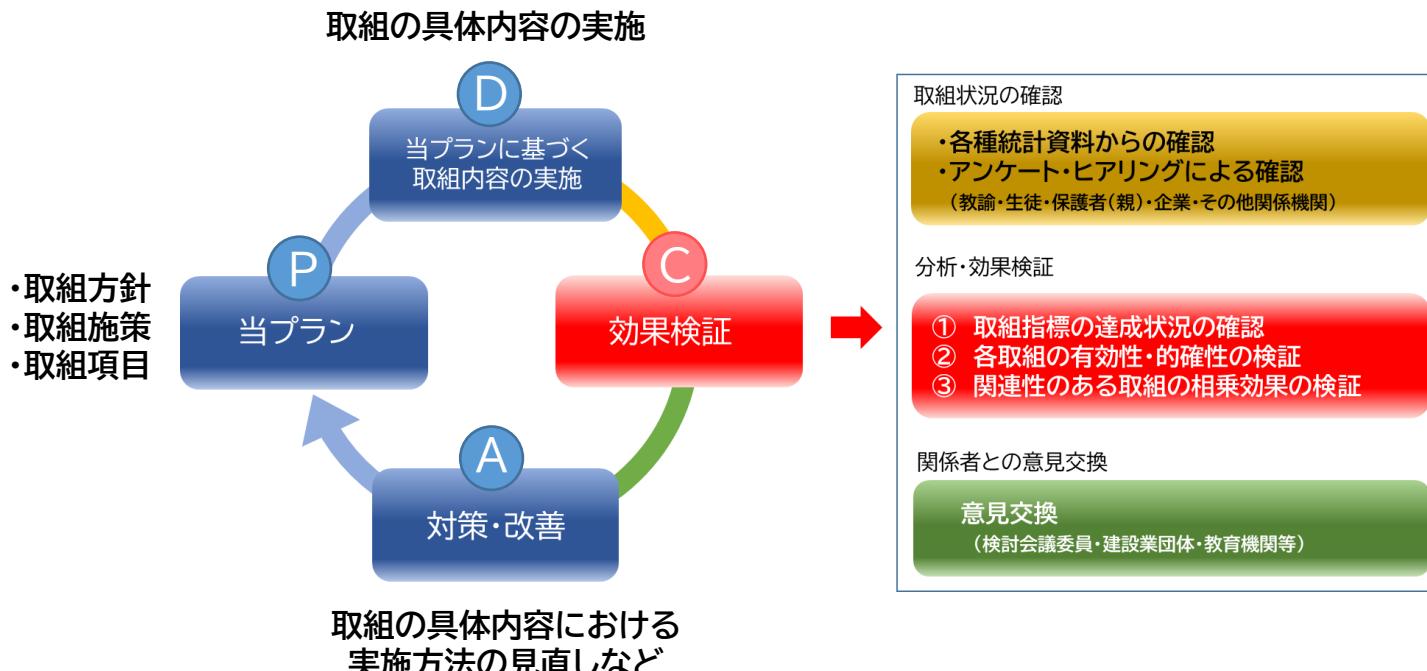
※売上高経常利益率とは、売上高に対して、どれだけ経常的な利益を上げたかを示すもので、財務力を含めた総合的な収益力を表す比率
売上高経常利益率=経常利益/売上高×100%



(2) 進捗管理の体制

当プランの取組^(※)を効果的に進めるため、建設業団体や教育機関等と隨時実施する意見交換や検討会議委員等との定期的(年1回程度)な意見交換を踏まえて、建設業をとりまく状況の変化や各取組の効果を検証し、対策・改善を行ながら取組を推進していきます。

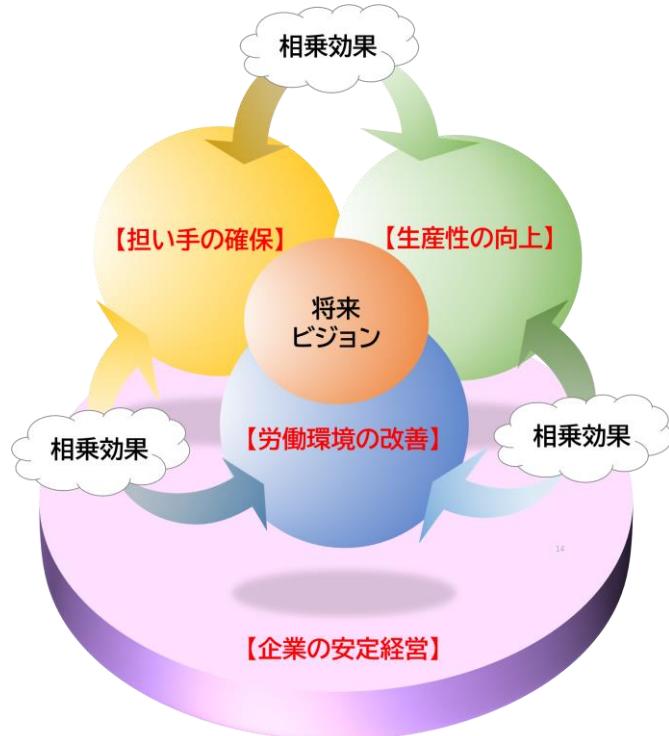
効果検証においては、統計資料や企業へのアンケート調査等により、取組方針の進捗を代表する取組指標の達成状況を確認し、その要因を分析するとともに、多角的な観点から各取組の有効性や的確性を検証し、取組の対策・改善につなげていきます。





また、当プランでは、相互に関係する「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の3つの分野(取組方針)に関する取組を同時に進めていくため、それらの取組が互いの分野に作用して生まれる相乗効果も検証していきます。

◆ 各取組の関係性のイメージ



企業の安定経営に向けた対応については、企業の様々な財務指標を確認しつつ、業種別(土木・建築等)、売上高別における売上高経常利益率の動向等を把握し、他都道府県、他産業との比較・分析等を行い、必要に応じて、入札契約制度の改善等を実施します。



1 三重県建設産業活性化プラン検討会議

(1) 設置要領

三重県建設産業活性化プラン検討会議設置要領	
(設置)	
第1条	三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。
(所掌事務)	
第2条	会議は、プランの策定に関する事項について、意見を述べるものとする。
(小委員会)	
第3条	第2条に規定する事務に関して、より専門性の高い議論を行うため、会議に小委員会を設置することができる。
2	前項の小委員会にかかる設置要領は別に定める。
(委員の委嘱、任期)	
第4条	委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
2	前項の規定に従わらず、会議が必要と判断した場合においては臨時に第三者を委員とすることができる。
3	委員の任期は、会議解散時までとする。
4	委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。
5	委員について、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、会議に参加することができる。
(委員長)	
第5条	会議に委員長をおき、委員の互選により定める。
2	委員長は、会議を代表し、会議を総括する。
(会議)	
第6条	会議は、必要に応じて知事が招集し開催する。
2	委員及び第4条5項によりその職務を代理すると認められる者は、原則として対面で会議に出席するものとする。ただし、やむを得ない事情により対面での会議に出席できない場合は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
3	Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなつた場合は、当該Web会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなつた時刻から退席したものとみなす。
4	Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
(庶務)	
第7条	会議の庶務は、県土整備部公共事業運営課が行う。
(その他)	
第8条	この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。
附 則	
1	この要領は、平成23年6月15日から施行する。
附 則	
1	この要領は、平成27年6月30日から施行する。
附 則	
1	この要領は、令和元年10月29日から施行する。
附 則	
1	この要領は、令和5年6月20日から施行する。

(2) 委員名簿

三重県建設産業活性化プラン検討会議委員		
役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	岡島 賢治	学識経験者
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	上田 樹雄	金融・シンクタンク
株式会社Pプライムコンサルタント 取締役	小林 ゆかり	
三重県立伊勢工業高等学校 校長	奥山 敦弘	教育
三重県建設業協会 労働委員会 担当副会長	橋爪 吉生	建設企業
市町(発注者協議会) 津市建設部長	渡邊 公隆	行政
三重県県土整備部 理事	佐竹 元宏	



2 三重県建設産業活性化プラン小委員会

(1) 設置要領

三重県建設産業活性化プラン小委員会設置要領

(設置)

第1条 三重県の地域における建設業のあるべき姿を実現するための施策をまとめた「三重県建設産業活性化プラン」(以下「プラン」という。)を策定するにあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」(以下「会議」という。)により専門性の高い議論を行う小委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、プランの策定において、「担い手確保」「生産性向上」に関する事項について、意見を述べるものとする。

(委員の委嘱、任期)

- 1 委員は、優れた見識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 2 前項の規定に関わらず、小委員会が必要と判断した場合においては臨時に第三者を委員としてることができる。
- 3 委員の任期は、会議解散時までとする。
- 4 委員は、その職務を遂行するにあたっては公正不偏の立場で検討・議論をしなければならない。
- 5 委員について、その職務を代理すると認められる者が当該委員の委任状を提出した場合に限り、小委員会に参加することができる。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長をおき、委員の互選により定める。

2 委員長は、小委員会を代表し、小委員会を総括する。また、総括した内容を会議で報告するものとする。

(会議)

第5条 小委員会は、必要に応じて知事が招集し開催する。

- 2 委員及び第3条5項によりその職務を代理すると認められる者は、原則として対面で小委員会に出席するものとする。ただし、やむを得ない事情により対面での小委員会に出席できない場合は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して小委員会に出席することができる。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなつた場合は、当該Web会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなつた時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(庶務)

第6条 小委員会の庶務は、県土整備部公共事業運営課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月20日から施行する。

(2) 委員名簿

三重県建設産業活性化プラン小委員会 担い手確保委員

役職	氏名	分野
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	学識経験者
三重県立津工業高等学校 教諭	山脇 和吉	
三重県立桑名北高等学校 主幹教諭	井上 和也	
三重県立紀南高等学校 教諭	福田 美佳	教育
三重県建設業協会 労働委員会 委員長	伊藤 秀樹	
三重県建設業協会 女性部会 会長	松本 くみ子	建設企業
三重県県土整備部 副部長(公共事業総合政策担当)	上村 告	
		行政

三重県建設産業活性化プラン小委員会 生産性向上委員

役職	氏名	分野
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	学識経験者
(一社)建設ディレクター協会 理事長	新井 恒子	
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	福嶋 成仁	
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	有城 和哉	建設企業・ 建設DX
三重県建設業協会 土木委員会 副委員長	山野 浩	
三重県県土整備部 技術管理課長	濱瀬 賢司	行政



3 策定スケジュール

開催日程	三重県建設産業活性化プラン 検討会議	三重県建設産業活性化プラン 小委員会	防災県土整備企業 常任委員会
令和5年8月21日	第1回検討会議		
令和5年10月10日			骨子案の報告
令和5年10月18日		第1回【生産性向上】小委員会	
令和5年10月19日		第1回【担い手確保】小委員会	
令和5年11月2日		第1回【担い手確保】小委員会 (追加)	
令和5年11月7日	第2回検討会議		
令和5年12月13日			中間案に向けた検討状況 の報告
令和5年12月14日		第2回【担い手確保】小委員会	
令和5年12月19日		第2回【生産性向上】小委員会	
令和6年1月30日	第3回検討会議		
令和6年2月22日	第4回検討会議		
令和6年3月11日			最終案の報告

三重県建設産業活性化プラン2024

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

令和6年4月

三重県

(事務局:三重県県土整備部公共事業運営課)

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

電話番号 059-224-2915

FAX 059-224-3290

E-mail jigyos@pref.mie.lg.jp

～～隨時情報を発信していきます～～

プラン取組の最新情報はこちら↓



X (旧Twitter)
@mie_kasseika



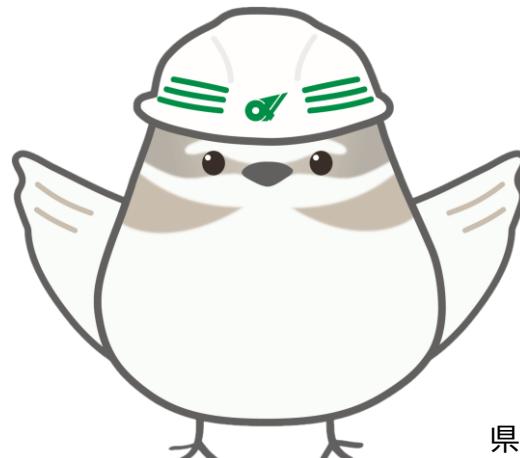
担い手確保支援チームの活動状況↓



Instagram
@MIE_KENDO_NINAITE



＼フォローしてね！！／



県土整備部 公式マスコット「ちどりん」